

小山市豊田地区新設小中一貫校基本計画

平成29年3月

小 山 市

目 次

第 1 章 計画の目的等

1 - 1 計画の目的	1
1 - 2 推進体制	1
1 - 3 上位関連計画の整理	2

第 2 章 計画与件の整理

2 - 1 計画地の状況と法的条件等の整理	9
2 - 2 施設規模に関する条件整理	11
2 - 3 施設配置に関する条件整理	14
2 - 4 外構、植栽、形態・色彩等に関する条件整理	16
2 - 5 防災・防犯、環境配慮、地域連携等に関する条件整理	17

第 3 章 施設整備基本計画

3 - 1 施設整備の基本的な考え方等	19
(1) 整備方針	19
(2) 整備基本目標	19
(3) 導入機能の整理	22
(4) 校舎形状パターンの検討	26
(5) 施設規模の設定	34
(6) 施設構成	36
(7) 動線方針	38
(8) 基本全体施設配置方針	39
3 - 2 基本計画	40
(1) 施設計画	40
(2) 外構計画	47
(3) 形態・色彩等景観計画	48
(4) 植栽計画	49
(5) 給排水計画	49
(6) 防犯・防災計画	50
(7) その他設備関連計画	50
3 - 3 基本計画図の作成	51
(1) 校舎平面計画図	51
(2) 体育館・プール平面計画図	53
(3) 施設配置・動線計画図	55

第4章 概算事業費及び整備スケジュール

- 4 - 1 概算事業費の検討57
- 4 - 2 整備スケジュール(案)の検討58

第5章 今後の整備課題

- 5 - 1 今後の整備課題の整理59

資料編

- 1 策定経緯61
 - 2 小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会設置要綱62
 - 3 小山市小中一貫校推進委員会設置要綱・豊田中学区推進委員会委員名簿63
-

第1章 計画の目的等

- 1-1 計画の目的
- 1-2 推進体制
- 1-3 上位関連計画の整理

第1章 計画の目的等

1 - 1 計画の目的

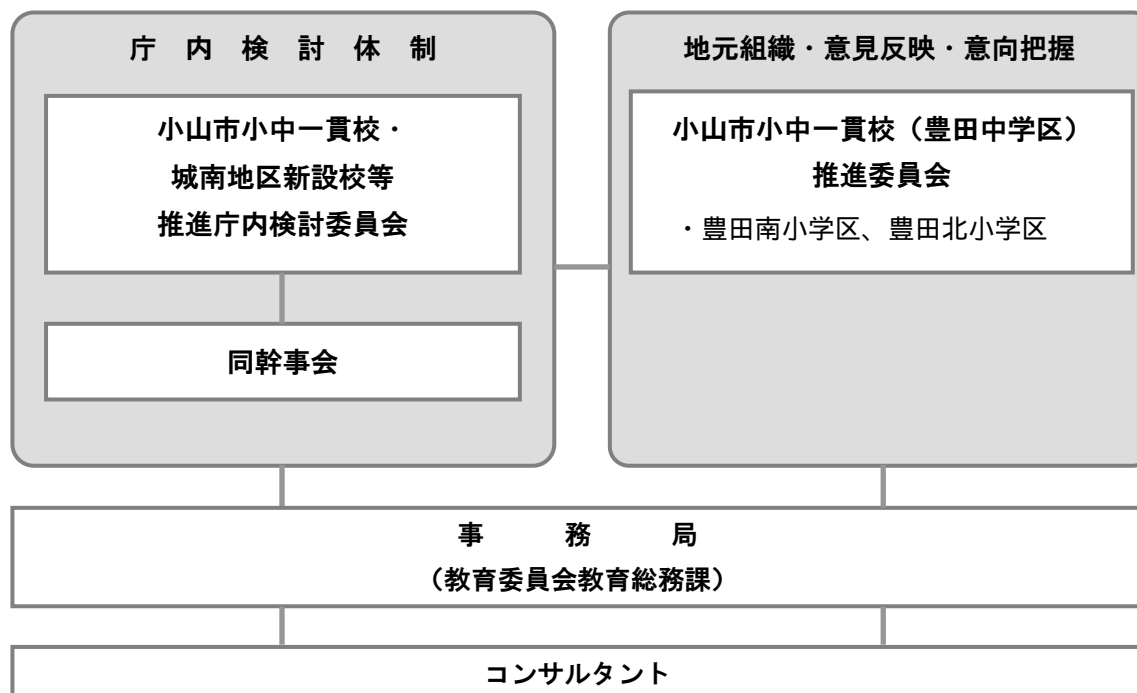
小山市においては、子どもたちにとって効果的かつ魅力的な教育環境づくりのため、学校適正配置等や小中一貫教育及び小中一貫校の推進に向けた検討などが進められています。

豊田地区においては、これまで、小山市小中一貫校（豊田中学区）推進委員会（以下「推進委員会」という。）によって具体的な検討が進められ、平成27年度には、小中一貫校を推進するにふさわしい豊田南小学校と豊田北小学校の統合小学校整備に向けた「豊田地区新設小学校基本構想」（以下、「基本構想」という。）がとりまとめられ、新たな小学校整備の基本理念や導入機能の検討及び施設構成等について、地元意向を踏まえながら策定したところです。

本計画は、その基本構想の検討経緯や内容を十分に踏まえつつ、豊田地区における新設小学校整備具現化に向けて、将来的な小中一貫校としての豊田中学校との関連を含め、施設整備に関する前提条件等の整理をはじめ、施設配置・動線計画、必要諸室の規模、外構計画等、今後の基本設計の諸元となる各種計画について「小山市豊田地区新設小中一貫校基本計画」として策定するものです。

1 - 2 推進体制

本計画の推進体制は下図に示すとおり、庁内の委員会、幹事会での検討とともに、引き続き地元組織である推進委員会において、地域に密接した施設として地元の意見・提案を聴取し、できる限り本構想に反映していくものとします。



1 - 3 上位関連計画の整理

本計画に係る主要な上位関連計画を整理します。

1) 教育基本法【平成 18 年 12 月：文部科学省】

法律の目的
昭和 22 年の制定から約 60 年が経過し、学校教育を取り巻く状況は大きく変化したため、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられていた普遍的な理念を大切にしつつ、新しい時代の教育の理念を明らかにするため、全面改定された。
教育の目標
幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2) 学校教育法等の一部を改正する法律【平成 27 年 6 月：文部科学省】

法律の目的										
学校教育法（昭和 22 年法律 26 号）に基づき採用されてきた「6・3・3・4 制」の学校体系において、小学校から中学校に進学した際に学校生活の変化に適應できず、不登校が増える「中 1 の壁」が課題になっているほか、地域の実情に応じ弾力的に編成することが可能とするため、学校の種類として、新たに小中一貫校を「義務教育学校」として加えること等を示した法律が公布されたところである。										
概要										
<div style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 5px;">学校教育法等の一部を改正する法律案の概要</div> <div style="background-color: #ccc; padding: 5px;">1. 法案の概要</div> <div style="background-color: #eee; padding: 5px;">(1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">趣旨・位置付け</td> <td><input type="checkbox"/> 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第 1 条関係）</td> </tr> <tr> <td>設置者・設置義務</td> <td><input type="checkbox"/> 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第 2 条関係） <input type="checkbox"/> 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第 38 条関係）</td> </tr> <tr> <td>目標・修業年限</td> <td><input type="checkbox"/> 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第 49 条の 2 関係） <input type="checkbox"/> 9 年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期 6 年と後期 3 年の課程に区分）（学校教育法第 49 条の 4 及び第 49 条の 5 関係）</td> </tr> <tr> <td>教職員関係</td> <td><input type="checkbox"/> 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第 2 条関係） <input type="checkbox"/> 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第 3 条及び附則第 20 項関係）</td> </tr> <tr> <td>施設整備</td> <td><input type="checkbox"/> 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の 1/2 を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 3 条及び第 12 条関係）</td> </tr> </table> <p>※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定</p>	趣旨・位置付け	<input type="checkbox"/> 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第 1 条関係）	設置者・設置義務	<input type="checkbox"/> 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第 2 条関係） <input type="checkbox"/> 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第 38 条関係）	目標・修業年限	<input type="checkbox"/> 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第 49 条の 2 関係） <input type="checkbox"/> 9 年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期 6 年と後期 3 年の課程に区分）（学校教育法第 49 条の 4 及び第 49 条の 5 関係）	教職員関係	<input type="checkbox"/> 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第 2 条関係） <input type="checkbox"/> 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第 3 条及び附則第 20 項関係）	施設整備	<input type="checkbox"/> 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の 1/2 を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 3 条及び第 12 条関係）
趣旨・位置付け	<input type="checkbox"/> 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定（学校教育法第 1 条関係）									
設置者・設置義務	<input type="checkbox"/> 国公私いずれも設置が可能（学校教育法第 2 条関係） <input type="checkbox"/> 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行（学校教育法第 38 条関係）									
目標・修業年限	<input type="checkbox"/> 義務教育学校の目的：心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第 49 条の 2 関係） <input type="checkbox"/> 9 年（小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期 6 年と後期 3 年の課程に区分）（学校教育法第 49 条の 4 及び第 49 条の 5 関係）									
教職員関係	<input type="checkbox"/> 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象（義務教育費国庫負担法第 2 条関係） <input type="checkbox"/> 小学校と中学校の免許状の併有を原則（当分の間は例外あり）（教育職員免許法第 3 条及び附則第 20 項関係）									
施設整備	<input type="checkbox"/> 施設費国庫負担・補助の対象（小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の 1/2 を負担等）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 3 条及び第 12 条関係）									

3) 第二期教育振興基本計画【平成 25 年 6 月：文部科学省】

<p>計画の目的</p> <p>改正教育基本法の教育理念を具現化するため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画として、平成 20 年 7 月 1 日に閣議決定され、国の「教育振興基本計画」として策定された。</p>	
<p>国が今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿</p> <p>〓 義務教育修了までに、全ての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公教育の質を高め、信頼を確立する。 ・ 社会全体で子どもを育てる。 <p>社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校や大学等における教育の質を保証する。 ・ 「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。 <p>こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する。</p>	
<p>教育行政の 4 つの基本的方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～ 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～ 3. 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～ 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～ 	
<p>教育行政の4つの基本的方向性</p> <p>改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～ 「教育成果の保証」に向けた条件整備 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～ 創造性やチャレンジ精神リーダーシップ日本人としてのアイデンティティ、語学力、コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・習得機会の確保、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成 3. 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制、ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備 	<p>(共通理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育における多様性の尊重 ◆ ライフステージに応じた「履」の接続 ◆ 社会全体の「履」の連携・協働 ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働 <p>(教育投資の在り方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築 ・家計における教育費負担の軽減 ・安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など) ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2期において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、高い必要な教育投資を確保していくことが必要。 <p>(危機回避シナリオ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 個々人の自己実現、社会の「良い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸ばす) ◆ 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど) ◆ 一人一人の尊厳確保(社会関係資本の形成) <p>↓ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現</p>
<p>我が国を取り巻く危機的状況</p> <p>相互に関連</p> <p>少子化・高齢化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。) ・ 経済規模縮小、財政減、社会保障費の拡大 <p>↓ 社会全体の活力低下</p> <p>グローバル化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人・モノ・金・価値等の流動化 ・ 「知識基盤社会」の本格的到来 ・ 新興国の台頭による国際競争の激化 ・ 生産拠点を海外に移転による産業空洞化 <p>↓ 我が国の国際的な存在感の低下</p> <p>雇環境の寛容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終身雇用・年功序列等の安容 ・ 企業内教育による人材育成機能の低下 <p>↓ 失業率、非正規雇用の増加</p> <p>地域社会、家族の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下 ・ 価値観・ライフスタイルの多様化 <p>↓ 個々人の孤立化、規範意識の低下</p> <p>格差の再生産・固定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済成長の停滞→新卒減薪→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間) <p>↓ 一人一人の意欲減退、社会の不安定化</p> <p>地球規模の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題、食料、エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつそのような物事を意識するのみならず、具体的な対応策を講ずるべきという視点から数値的・持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。 <p>一方…</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 多様な文化・芸術や優れた感性 ◆ 科学技術、「ものづくり」の基盤技術 ◆ 勤労性・協調性、思いやりの心 ◆ 継続的な知識技能の平均レベルの高さ ◆ 人の絆 ◆ 価値観的な知識技能の平均レベルの高さ 	<p>【震災の教訓】 (危機打開に向けた手掛かり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 備え、状況を的確に捉え自ら考え行動する力 ◆ イノベーションなど未来志向の発想、社会づくり ◆ 安心して必要な力を身に付けられる環境 ◆ 人々や地域間、各国間には存在するつながり、人と自然との共生の重要性 <p>【第1期計画の評価】</p> <p>第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成はほぼ達成上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など様々な課題が浮上。 ・ 一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。 <p>↓ 背景には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 個々人の多様な悩みを引き出すという視点 ◆ 学校段階間や学校・社会・生涯学習の接続 ◆ 「十分なPDCAサイクル」の不足など
<p>今後の社会の方向性</p> <p>「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築</p> <p>創造 自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会</p> <p>自立 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会</p> <p>協働 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会</p>	

4) 第7次小山市総合計画【平成28年3月：小山市】

<p>計画の目的</p> <p>2014(平成26)年3月に策定した「第2次小山市長期ビジョン」を長期的市政運営の基本とし、2020(平成32)年を目標に、「豊かで活力があり、暮らしやすい小山」を実現するための指針となる総合的な計画として策定された。</p>																																																							
<p>将来都市像</p> <p>「夢・魅力いっぱい 未来へつなぐ - みんなの笑顔と元気で明日の小山創生 - 」</p>																																																							
<p>義務教育にかかる個別施策</p> <p>学校教育の充実：小山ならではの学校づくりの充実、心の教育の充実、おやまっ子の確かな学力の向上、特別支援教育の推進、英語教育の充実、外国人児童・生徒の教育的支援、社会の変化に対応した課題にかかわる教育の充実、“ふるさと小山”郷土学習の充実、小中一貫教育の推進</p> <p>教育環境の整備：城南地区新設小学校建設、小中学校トイレ改修の推進、校庭芝生化の推進、学習環境の整備、学校適正配置等及び小中一貫校推進事業</p> <p>健康教育の充実：学校保健・健康教育の充実、学校における食育の推進、食環境の整備</p> <p>児童生徒の安全確保：学校の安全確保対策の推進、通学路の安全確保対策の推進、学校安全ボランティアの充実</p>																																																							
<p>重点プロジェクトの位置づけ</p>																																																							
<div style="text-align: center;"> <p>重点プロジェクト</p> <p>1 産業振興による新たな雇用創出プロジェクト</p> <p>2 新しい人の流れ創出プロジェクト</p> <p>3 結婚・出産・子育ての希望実現プロジェクト</p> <p>4 持続可能な地域づくりプロジェクト</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; text-align: center;">分野別計画</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">ひと・行政を創る</td> <td>第1章 みんなで協働 市民参加の行政づくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>第2章 着実に進める 新しい時代の行政づくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>第3章 明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>第4章 一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">まちを創る</td> <td>第5章 災害に強く 快適で住みよい 夢を支えるまちづくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>第6章 にぎわい活力 元気になるまちづくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>第7章 豊かな大地と伝統 めぐみをはぐむまちづくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>第8章 水と緑に親しむ 自然とふれあうまちづくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">くらしを創る</td> <td>第9章 未来につなぐ 地球にやさしいくらしづくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>第10章 みんなの「絆」を大切に 安全・安心で健康なくらしづくり</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>4 3 2 1</p> <p>印：特に関連性が高いプロジェクト</p> </div>		分野別計画	ひと・行政を創る	第1章 みんなで協働 市民参加の行政づくり	●	●	●	●	第2章 着実に進める 新しい時代の行政づくり	●	●	●	●	第3章 明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり	●	●	●	●	第4章 一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり	●	●	●	●	まちを創る	第5章 災害に強く 快適で住みよい 夢を支えるまちづくり	●	●	●	●	第6章 にぎわい活力 元気になるまちづくり	●	●	●	●	第7章 豊かな大地と伝統 めぐみをはぐむまちづくり	●	●	●	●	第8章 水と緑に親しむ 自然とふれあうまちづくり	●	●	●	●	くらしを創る	第9章 未来につなぐ 地球にやさしいくらしづくり	●	●	●	●	第10章 みんなの「絆」を大切に 安全・安心で健康なくらしづくり	●	●	●	●
分野別計画	ひと・行政を創る			第1章 みんなで協働 市民参加の行政づくり	●	●	●	●																																															
				第2章 着実に進める 新しい時代の行政づくり	●	●	●	●																																															
				第3章 明日に生きる 男女が協力・子育て支援・ひとづくり	●	●	●	●																																															
			第4章 一人ひとりの個性発揮 心と体を育てるひとづくり	●	●	●	●																																																
	まちを創る		第5章 災害に強く 快適で住みよい 夢を支えるまちづくり	●	●	●	●																																																
			第6章 にぎわい活力 元気になるまちづくり	●	●	●	●																																																
			第7章 豊かな大地と伝統 めぐみをはぐむまちづくり	●	●	●	●																																																
			第8章 水と緑に親しむ 自然とふれあうまちづくり	●	●	●	●																																																
	くらしを創る		第9章 未来につなぐ 地球にやさしいくらしづくり	●	●	●	●																																																
		第10章 みんなの「絆」を大切に 安全・安心で健康なくらしづくり	●	●	●	●																																																	

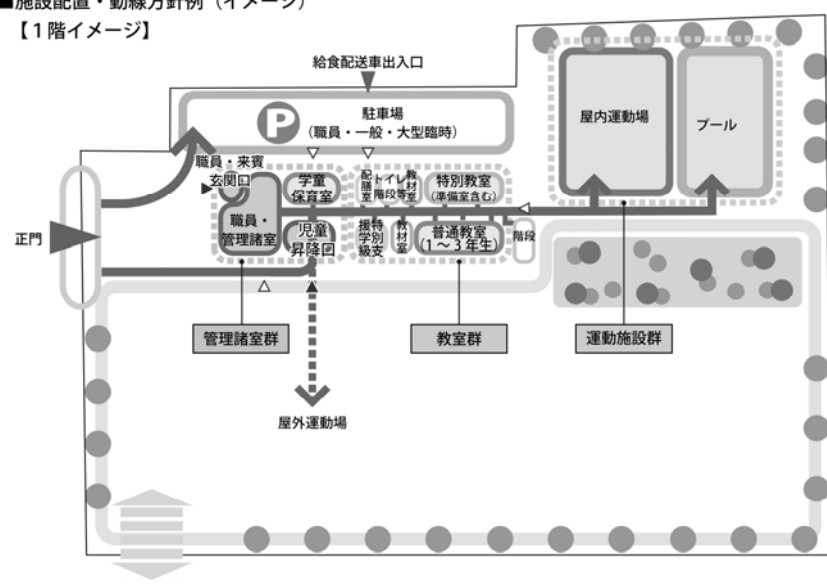
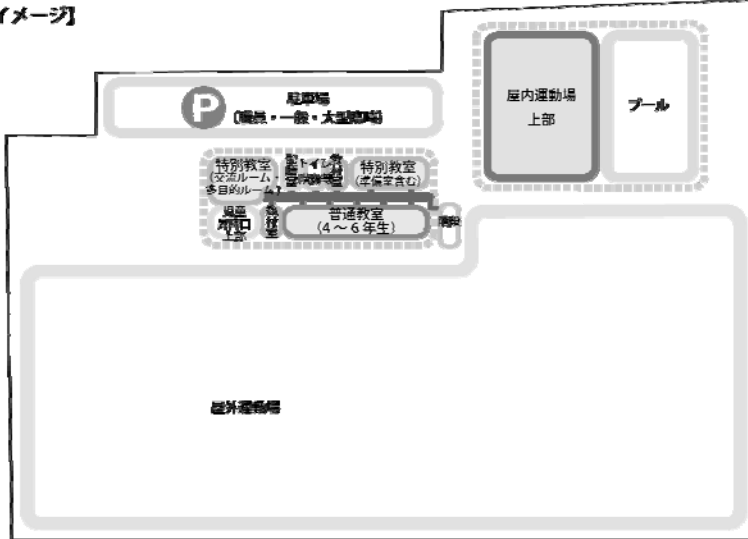
5) 小山市学校適正配置等に関する提言書【平成 26 年 1 月：小山市】

計画の目的										
<p>少子化や教育的ニーズの多様化など社会的背景を踏まえ、本市における小中学校の児童生徒のより良い教育環境づくりに向けて、学校適正配置等の基本となる方針や実現方策について提言書としてとりまとめた。</p>										
計画の概要										
<p>提言書において、学校適正配置等の基本方針として、「学校の適正配置等による子どもの教育環境の確保」を掲げ、以下に示す具体的な方針を整理している。</p>										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="background-color: #444; color: white; padding: 5px;">適正規模</td> <td style="background-color: #444; color: white; padding: 5px;">通学距離</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ccc; padding: 5px; text-align: center;">小学校</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">12～18学級 (1学年2～3学級)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">おおむね 4キロメートル以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ccc; padding: 5px; text-align: center;">中学校</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">9～18学級 (1学年3～6学級)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">おおむね 6キロメートル以内</td> </tr> </table>		適正規模	通学距離	小学校	12～18学級 (1学年2～3学級)	おおむね 4キロメートル以内	中学校	9～18学級 (1学年3～6学級)	おおむね 6キロメートル以内
	適正規模	通学距離								
小学校	12～18学級 (1学年2～3学級)	おおむね 4キロメートル以内								
中学校	9～18学級 (1学年3～6学級)	おおむね 6キロメートル以内								
豊田地区における適正規模化検討案										
<p>豊田南小、豊田北小は学年1学級となっており、適正規模の学年2～3学級に満たないことから、豊田南小と豊田北小を統廃合することが望ましい。</p> <p>豊田中学区では、小中一貫教育の取り組みとして、平成24年度に市内で最も早く第2ステージ(中学区の実態に即した研究推進)を終了し、平成25年度から第3ステージ(発展的な研究推進)に入ったことや、学校建設から豊田南小が36年、豊田北小が39年を経過していることなどから、豊田中との小中一貫教育に適した位置に統合して新設し、小中一貫教育を推進することが望ましい。</p> <p>統廃合にあたっては、学区内住民の意見に配慮しつつ、計画的に小学校建設を進めることが必要である。</p> <p>統廃合した場合、通学距離は概ね適正距離の範囲内となるが、一部遠距離地域もあるため、スクールバスも検討する必要がある。</p>										
<pre> graph LR subgraph "現況" A[豊田南小] B[豊田北小] end subgraph "方針" C[統廃合] end subgraph "統合" D[統合] end subgraph "増減" E[新設校] end A --> C B --> C C --> D D --> E </pre>										

6) 小中一貫校(豊田中学区)整備等に関する基本構想【平成 27 年 3 月：小山市】

<p>計画の目的</p>
<p>平成 26 年 1 月にとりまとめられた「小山市小中一貫教育及び小中一貫校に関する提言書」の提言を踏まえ、豊田中学区において、具体化に必要な課題や方向性を整理するとともに、小中一貫校施設整備等に関する基本構想が検討された。</p>
<p>計画の概要</p>
<p>豊田中学区における具体化に必要な課題と方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の設備・機能等の充実 2 通学距離・通学時間が長くなる児童の通学手段の確保 3 通学路の利便性向上と安全性確保 4 きめ細やかな指導の確保や児童と教師が交流する機会の充実 5 学校行事、児童活動、部活動等の充実 6 小中一貫校移行時の児童の精神的な負担の軽減 7 学校跡地の活用方法の検討 8 地元の意見を聞く機会の継続・充実 9 小中一貫校や学校適正配置等に関する情報提供の充実 <p>整備の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中一貫校に適した快適な施設づくり 安心・安全に通学できる環境づくり 地域の意見を反映する体制づくり
<p>豊田中学区小中一貫校の位置</p>

7) 小山市豊田地区新設小学校基本構想【平成 28 年 3 月：小山市】

<p>計画の目的</p>
<p>豊田地区における「小中一貫校を推進する学校づくり」を念頭に置きながら、より適切な教育環境の実現に向けた基本構想が策定された。</p>
<p>整備理念</p>
<p style="text-align: center;">あんしん・かいてき 夢ある豊田の小中一貫校 とよだつ子 よく学び、よく遊ぶ だれもが笑顔の学舎づくり</p>
<p>整備基本目標</p>
<p>基本目標 1：安全・安心で、快適な学舎づくり 基本目標 2：機能的で小中一貫校にふさわしい学舎づくり 基本目標 3：交流と絆を育む学舎づくり 基本目標 4：やさしさと魅力あふれる学舎づくり</p>
<p>施設配置・動線方針例（イメージ）</p>
<p>■施設配置・動線方針例（イメージ）</p> <p>【1階イメージ】</p>  <p>【2階イメージ】</p>  <p style="text-align: right;">N</p>

第2章 計画与件の整理

- 2-1 計画地の状況と法的条件等の整理
- 2-2 施設規模に関する条件整理
- 2-3 施設配置に関する条件整理
- 2-4 外構、植栽、形態・色彩等に関する条件整理
- 2-5 防災・防犯、環境配慮、地域連携等に関する条件整理

第2章 計画与件の整理

2 - 1 計画地の状況と法的条件等の整理

(1) 位置・概要

基本構想において選定した整備計画地について、位置及び概要を以下に示します。

計画地は、本市北部の豊田地区にあり、JR 宇都宮線小山駅より約 4 km、JR 両毛線思川駅より約 400m に位置しています。また、計画地南に隣接して豊田中学校が立地しています。

計画地は市街化調整区域であり、農業振興地域及び農用地に指定されています。

現状の土地利用はおおむね西側は水田、東側は畑地として利用されており、計画地の東西外周には用水路、中央部には排水路が整備されています。

また、計画地に接して南側には市道 254 号線が、西側には市道 1110 号線が通っているほか、市道 1112 号線及び市道 1599 号線が計画地南側より計画地に向かって通っています。

整備計画地の概要

住 所	小山市松沼 416, 417 ほか
面 積	約 2.9ha
区域区分 / 土地利用規制	市街化調整区域 / 農業振興地域、農用地
建ぺい率 / 容積率	60% / 200%

広域的位置図



整備計画地拡大図・道路整備状況図



市道254号（計画地西端部）より計画地を望む現況写真



2 - 2 施設規模に関する条件整理

(1) 将来児童数の想定

豊田南小学校、豊田北小学校の将来の児童数の推計は下図に示すとおりで、本市の小中学校平均をいずれも大きく下回り、今後も大きく増加することはないものと予想されます。

現時点で開校を予定している平成33年度における各学校の児童・生徒数の推計は下表の通りで、児童数約240人、学級数8、と推計されます。

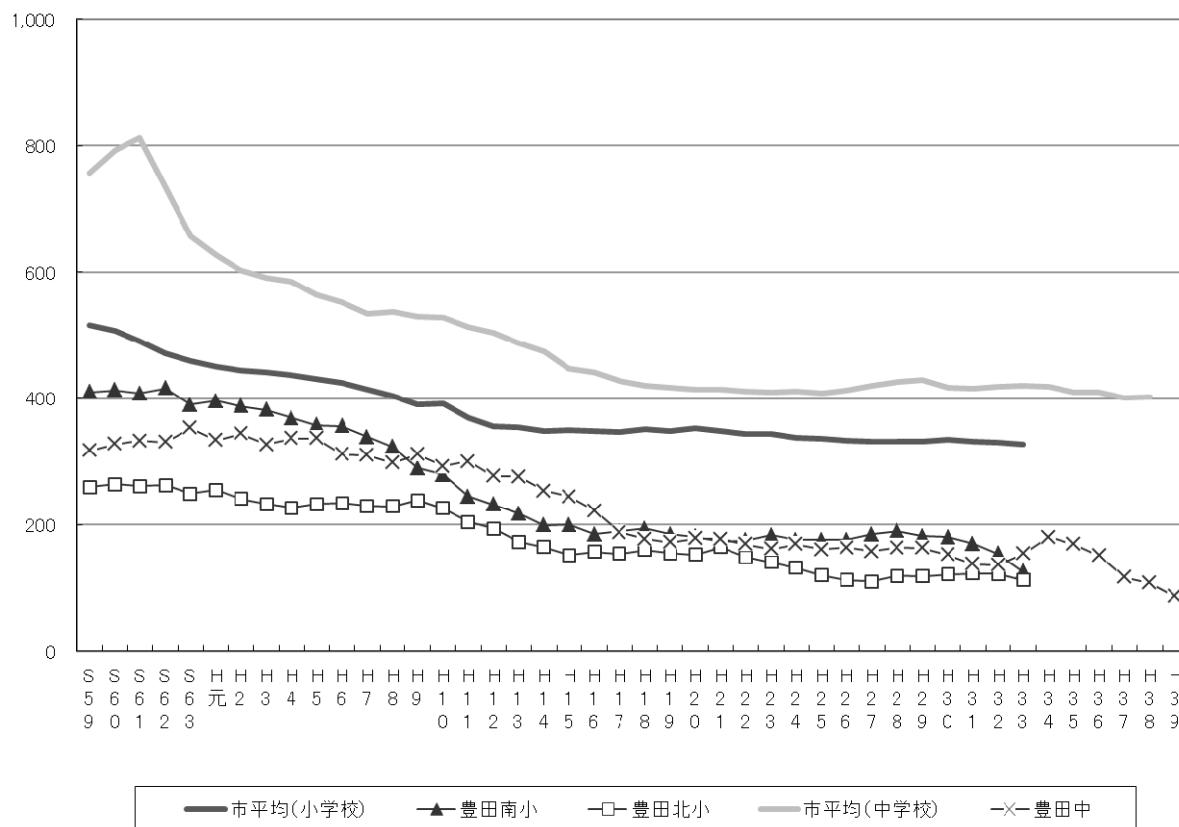
なお、小学校の学級数については、児童定員数を1・2年生は35人以下/学級、その他の学年は40人以下/学級とし、1・2・3・5年生が各1学級、4・6年生が各2学級、生徒学級数については、生徒定員数を40人以下/学級として各学年2学級としています。

また、平成33年度における豊田中学校の生徒数は、約160人、学級数6と推計されます。

開校予定年度（H33年度）における児童・生徒数の推計

学 校	児童・生徒数	学級数
豊田南小学校	124	6
豊田北小学校	110	6
計	234	8
豊田中学校	155	6

平成30年度以降の各学年における児童・生徒数及び学級数の推計については次頁参照



豊田南小学校、豊田北小学校の児童数・学級数の現況と見込み

【現況：平成 29 年 3 月現在】

小学校	年 度	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		計	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
豊田南小学校	28 年度	35	1	39	2	30	1	27	1	28	1	30	1	189	7
	29 年度	19	1	35	1	39	1	30	1	27	1	28	1	178	6
	30 年度	27	1	19	1	35	1	39	1	30	1	27	1	177	6
	31 年度	18	1	27	1	19	1	35	1	39	1	30	1	168	6
	32 年度	14	1	18	1	27	1	19	1	35	1	39	1	152	6
	33 年度	11	1	14	1	18	1	27	1	19	1	35	1	124	6
	34 年度	18	1	11	1	14	1	18	1	27	1	19	1	107	6
豊田北小学校	28 年度	29	1	24	1	19	1	12	1	17	1	19	1	119	6
	29 年度	15	1	29	1	24	1	19	1	12	1	17	1	116	6
	30 年度	20	1	15	1	29	1	24	1	19	1	12	1	119	6
	31 年度	13	1	20	1	15	1	29	1	24	1	19	1	120	6
	32 年度	20	1	13	1	20	1	15	1	29	1	24	1	121	6
	33 年度	13	1	20	1	13	1	20	1	15	1	29	1	110	6
	34 年度	11	1	13	1	20	1	13	1	20	1	15	1	92	6
小学校計 (H33年度)		24	1	34	1	31	1	47	2	34	1	64	2	234	8

豊田中学校の生徒数・学級数の現況と見込み

【現況：平成 29 年 3 月現在】

中学校	年 度	1 年		2 年		3 年		計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
豊田中学校	28 年度	49	2	55	2	53	2	157	6
	29 年度	51	2	49	2	55	2	155	6
	30 年度	47	2	51	2	49	2	147	6
	31 年度	40	2	47	2	51	2	138	6
	32 年度	51	2	40	2	47	2	138	6
	33 年度	64	2	51	2	40	2	155	6
	34 年度	67	2	64	2	51	2	182	6

ともに特別支援学級児童数を除く



(2) 施設規模の考え方

基本構想における新設小学校の主要施設規模の想定、前項の将来児童・生徒数の推計結果及び市内整備事例等を踏まえ、校舎、屋内運動場、プール、駐車場等及び校庭等の主要区分において施設規模の考え方を示します。

小学校の施設規模については、基本構想において一定の検討がなされており、その規模を基本としますが、具体的な計画検討の中で柔軟に捉えていくものとします。中学校については、文部科学省による中学校設置基準を基に算出するものとします。

主要区分における施設規模の考え方

主要区分	小学校	中学校
1. 校舎		
1-1 建築面積	約 1,550 m ² 基本構想より	約 1,400 m ² 中学校設置基準第 8 条（文部科学省）による算定式より 生徒数 41 人以上 480 人以下の場合 $600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$ $= 600 + 6 \times (160 - 40) = 1,320\text{m}^2$ より想定
1-2 延床面積	約 2,500 m ² 基本構想より	約 2,800 m ² 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（文部科学省）による算定式より 学級数 6 ~ 11 の場合 $3,181 + 324 \times (\text{学級数} - 6)$ $= 3,181 + 324 \times (6 - 6) = 3,181\text{m}^2$ 建築面積との関係より 2 階建て程度とし、約 2,800 m ² と想定
2. 屋内運動場	約 1,200 m ² （基本構想より）	
3. プール	約 1,100 m ² （基本構想より）	
4. 駐車場等	約 1,500 m ² 基本構想より	約 1,500 m ² 教職員数を 20 名程度（新設小学校と同等）とし、駐車場等も同程度と想定
5. 校庭等	約 17,950 m ² （他に既存豊田中学校校庭も利用）	
総計	約 29,000 m ² （敷地面積 = <1-1> + 2 ~ 5 の合計）	

特に中学校の各施設規模については、中学校設置基準等を基にした目安であり、将来的に中学校移転整備時においてさらに具体的な施設規模の検討を行います。

校舎の想定施設規模については、小中一貫校としての同敷地内への豊田中学校校舎との関連において、現段階で想定されるものであり、今後具体的な設計検討において変更することあります。

2 - 3 施設配置に関する条件整理

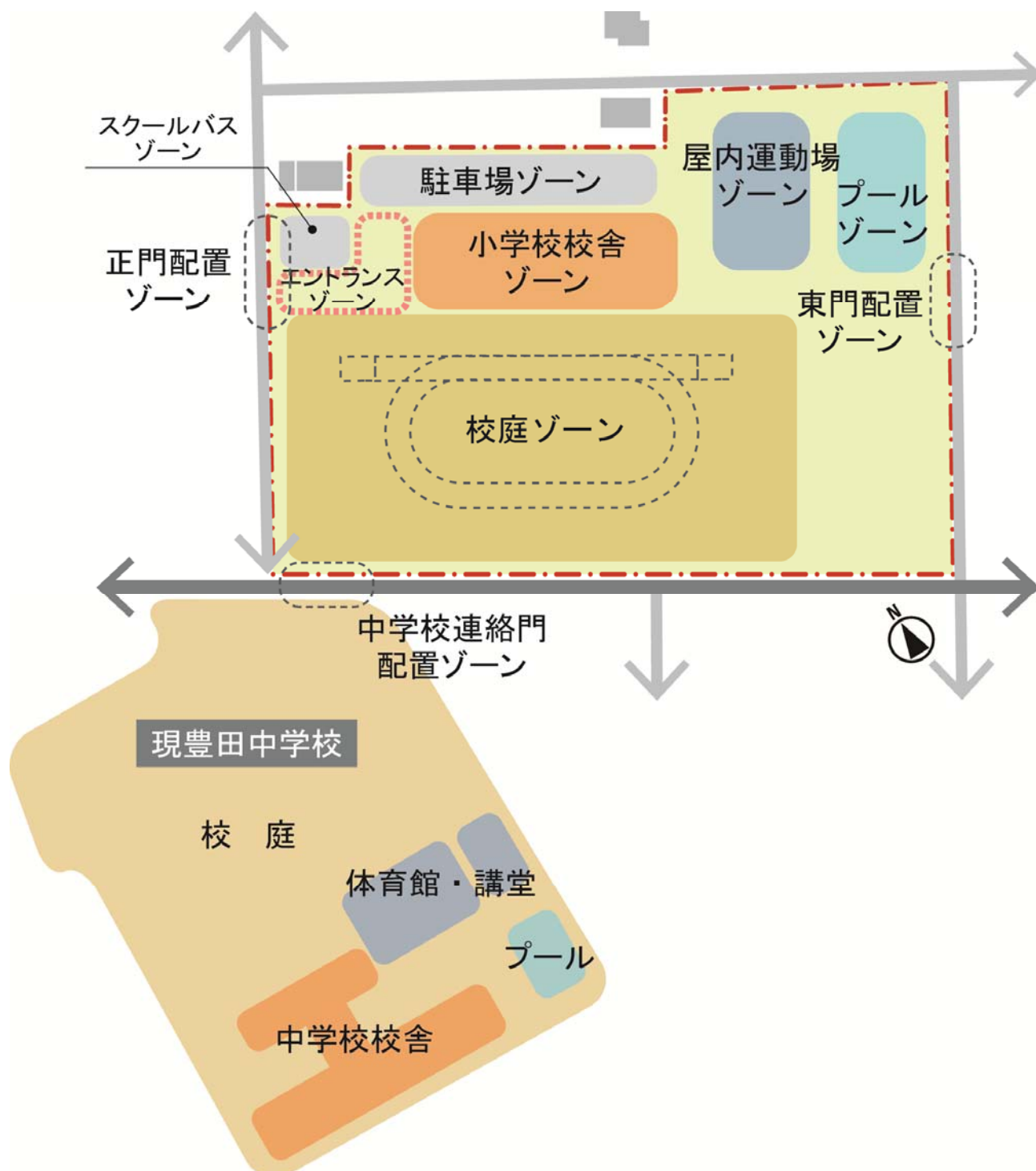
(1) 施設配置の基本的考え方

小学校を構成する主要な施設要素について、基本構想で検討された施設間の関係性等を基本とするともに、小中一貫校としての中学校校舎との配置関係についても考慮し、施設配置の考え方を整理した上で施設配置イメージを示します。

主要な施設要素ごとの施設配置の考え方

主要な施設要素	施設配置の考え方
エントランス	<p><メインエントランス(正門)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定学区からは、計画地西側からの通学児童が多くなることが想定されることから、計画地西側への配置を図ります。 <p><サブエントランス(東門)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地東、南側からの通学児童の利用に供するサブエントランスを計画地東側への配置を図ります。 <p><中学校連絡門></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現豊田中学校との連絡口となる連絡門の計画地南西側への配置を図ります。
校舎	<ul style="list-style-type: none"> ・日照環境からは、おおむね東西辺が長くなる配置が基本となります。 ・安全管理等に配慮し、校庭に面する配置を図ります。 ・敷地内においては、校庭の配置との関係から、敷地北西部への配置を図ります。
屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> ・運動関連施設としてプールと隣接配置とし、校舎からの利用動線に配慮し、校舎東側への配置を図ります。
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・運動関連施設として、体育館との隣接配置を図ります。
校庭	<ul style="list-style-type: none"> ・現豊田中学校グラウンドとできる限り隣接して配置を図ります。 ・遊具施設や、必要に応じ環境学習施設等の配置も含むものとします。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・職員や来客用駐車場は、できる限り校舎に近い配置を図ります。 ・学童保育迎え時や学校利用時の駐車利便性に配慮します。
スクールバスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスゾーンについては、安全管理上や利用利便性に配慮し、正門配置ゾーンやエントランスゾーンと一体的な配置を図ります。

施設配置イメージ図



2 - 4 外構、植栽、形態・色彩等に関する条件整理

(1) 外構の基本的考え方

エントランスゾーン周辺部など、児童や職員等が日常的に利用する空間においては、透水性や排水性に配慮した機能的な舗装等により快適な空間形成を図ります。また、エントランスゾーンは学校の顔となる空間であることから、機能性とあわせできる限り高質な空間となるよう配慮します。

校舎ゾーンから屋内運動場及びプールゾーンに移動する際には、外部空間を通過することが考えられることから、上足での移動や雨天時の移動に対し配慮します。

校庭ゾーンについては、児童等が機能的かつ安全に運動・競技が行えることを前提にするとともに、周辺住宅地等に対する砂埃等の飛散防止に充分配慮します。

校庭ゾーンについては、集中豪雨時において局地的な出水による周辺住宅地や農地等への影響を与えないよう、適切な雨水貯水・浸透機能の確保に配慮します。

(2) 植栽の基本的考え方

うるおいある環境の確保や自然的景観との調和を図るため、地域の風土や土壌に適した樹木の選定及び周辺住宅地等への影響を考慮しながら、効果的な植栽となるよう配慮します。

できる限り通年で花を楽しめ、四季の変化や生態、生理等を観察することができるような樹種を選定に配慮します。

(3) 形態・色彩等の基本的考え方

整備後長期にわたり地域と共存する学校施設とし、周辺の田園景観との調和を図るため、奇抜なデザインや色彩の採用は避け、親しみが感じられ、地域の誇りとなるようなデザイン等に配慮します。

できる限り木質素材を用い、田園景観との調和及び暖かみのある学校施設として親しまれるよう配慮します。

室内や外壁等に用いる色彩については、落ち着いた色調を基本としながら、サイン効果や演出効果を高めるアクセントカラー等の有効活用に配慮します。



木質素材を活用した校舎と空間イメージ【鹿沼市立栗野小学校】

2 - 5 防災・防犯、環境配慮、地域連携等に関する条件整理

(1) 防災・防犯の基本的考え方

大規模な地震に対しても十分耐えうる耐震性確保に配慮します。

火災に対しては、初期消火や延焼を防止するための必要な消火設備の配置とともに、防火壁や防火戸の設置、煙感知器、十分な防火性能を有する内装材の選定等に配慮します。

避難場所としての学校の役割を踏まえ、必要な資機材の設置及び十分な非常食等の備蓄が必要です。

児童を犯罪から守るため、エントランス部への防犯カメラの設置等、敷地内への不審者侵入の防止が必要です。

敷地境界部においては、不審者の侵入防止等に配慮します。

エントランスや駐車場周辺をはじめ、敷地境界部の必要な箇所において、夜間における安全性の確保に配慮します。

(2) 環境配慮の基本的考え方

校舎等の構造や内装材の選定に当たっては、周辺環境に配慮した自然素材の使用に配慮します。

シックハウスなど室内空気の汚染による健康への影響が発生しないよう、建築材料等の選定に配慮します。

太陽光発電設備等自然エネルギーの有効活用をはじめ、LED照明やリサイクル製品の採用、雨水タンク設置等雨水の利用など、児童への環境学習の推進を図り、環境に配慮したエコスクールとしての整備に配慮します。

(3) 地域連携等の基本的考え方

地域のシンボルとしての学校施設として、地元組織等との協議を踏まえながら、地域住民の学校施設利用について検討します。

地域人材を活用した子どもたちとの交流の場などとしての学校の有効活用を検討します。



地域住民の講師参加例【北海道札幌市】



スポーツを通じた地域住民との交流例【広島市】

第3章 施設整備基本計画

- 3-1 施設整備の基本的な考え方等
- 3-2 基本計画
- 3-3 基本計画図の作成

第3章 施設整備基本計画

3 - 1 施設整備の基本的な考え方等

(1) 整備方針

本計画における施設整備の基本方針については、以下に示す基本構想における整備理念及び整備基本目標を踏襲し設定します。

【基本構想整備理念】

あんしん・かいてき 夢ある豊田の小中一貫校

とよだっ子

よく学び、よく遊ぶ

だれもが笑顔の^{まなびや}学舎づくり

(2) 整備基本目標

整備理念を踏まえ、豊田地区新設小学校の整備基本目標を次のように設定します。

【基本構想整備基本目標】

基本目標1	安全・安心で、快適な学舎づくり
基本目標2	機能的で小中一貫校にふさわしい学舎づくり
基本目標3	交流と絆を育む学舎づくり
基本目標4	やさしさと魅力あふれる学舎づくり

基本目標 1

安全・安心で、快適な学舎づくり

安全・安心

十分な耐震性能の確保により、子どもたちの命を守ります。
地域の防災拠点としての役割を踏まえた防災機能を確保します。
防犯性の確保により子どもたちを犯罪から守ります。
多様な利用者に対応したバリアフリー環境の確保を目指します。
素材や形状等の配慮により、健康への影響や怪我の抑制を目指します。

快適

採光や通風などの配慮により、子どもたちが元気に集中して学習に取り組めるような快適な環境づくりを目指します。
トイレや手洗い場等の清潔で明るい環境確保を目指します。
職員等の快適で機能的な職場環境の確保を目指します。



【地域の防災拠点としての機能確保】



【快適な室内空間の確保】

基本目標 2

機能的で小中一貫校にふさわしい学舎づくり

機能的

想定児童数に対応した適切な学習関係諸室を確保します。
高度化、多様化する教育環境に対応した必要な諸室を配置します。
普通教室と特別教室等の機能的配置を目指します。
各諸室を機能的動線で連絡します。

小中一貫校

豊田中学校との小中一貫校教育の実践を念頭に、有効な諸室の配置を目指します。
小中一貫校として効率的な活用が可能な施設規模の確保、配置を目指します。



【高度化する教育環境への対応】



【小中一貫教育の実践】

基本目標 3

交流と絆を育む学舎づくり

交流

子ども同士の交流に寄与する諸室の配置を目指します。
小中一貫校としての児童と生徒の交流の場の確保を目指します。
地域住民等との交流機会の創出を目指します。

絆

子ども同士、子どもと職員、地域住民、異世代間等との交流を通じ、絆の醸成を目指し、地域の誇りとなる学校整備を目指します。



【児童と生徒の交流の場の確保】



【児童と地域住民との交流機会の創出】

基本目標 4

やさしさと魅力あふれる学舎づくり

やさしさ

自然環境に配慮した環境にやさしい学校整備を目指します。
木質素材等の積極的な利用により、環境にやさしく、暖かみを感じられる心にやさしい学校整備を目指します。
周辺の田園環境に調和した施設の形態や色彩に配慮します。
適切な緑環境の確保により、周辺の景観との調和を目指します。

魅力

子どもたちや地域の自慢となる魅力的な学校整備を目指します。
豊田地区の魅力を高める学校整備を目指します。



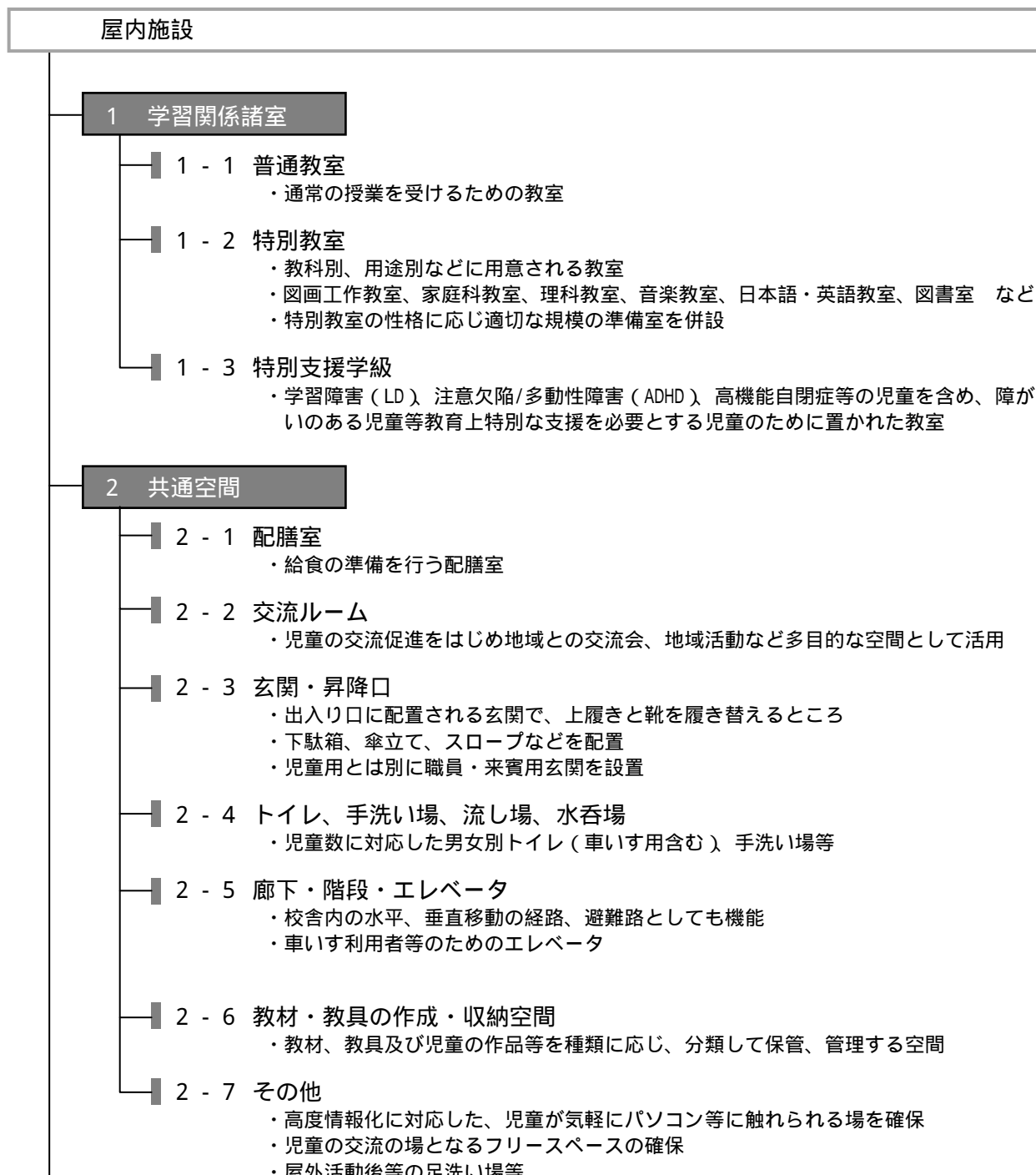
【木質素材の積極的活用】



【周辺の景観と調和する形態・色彩の配慮】

(3) 導入機能の整理

小学校施設整備指針（文部科学省【H22.3】）に基づき、今回新たな小学校建設にあたって導入を検討する機能について体系的に整理しました。



3 管理関係室

3 - 1 教職員諸室（校長室、職員室）

- ・校長の部屋
- ・校長の執務のほか、来客の応接、地域の教育関係者との会合に使用
- ・学校職員が待機し、授業準備等を行う部屋

3 - 2 保健室

- ・健康診断、健康相談、救急処置等を行うための部屋で養護教諭が常駐

3 - 3 事務室

- ・学校事務を行う部屋

3 - 4 受付

- ・来訪者等の記帳や名札の受け渡しなどを行う場所

3 - 5 会議室及び応接室

- ・教職員が各種会議に用いる部屋及び来客に対応する部屋

3 - 6 印刷室・放送室

- ・資料等の印刷、校内放送等を行う部屋

3 - 7 相談室

- ・児童、保護者等からの各種相談を受けるプライバシーに配慮した部屋

3 - 8 職員用更衣室

- ・職員の着替えに用いる部屋

3 - 9 トイレ、手洗い等

- ・児童用とは別に設ける職員、来客者、PTAが利用するトイレ、手洗い場

3 - 10 倉庫、機械室等

- ・学校施設の管理に必要な各種道具等を保管する倉庫
- ・学校施設が提供する水道・電気・冷暖房などの各種機能を維持するための装置が備え付けられた部屋

4 学童保育

- ・主に日中保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る保育事業の場

5 屋内運動場

- ・主に屋内で体育を行う体育館、儀式的行事、各種集会、発表会等の会場

屋外施設

1 校庭

- ・運動や遊戯を行う広場で、主に屋外での体育や、昼休みなどの遊び場として使用
- ・校庭の一画に、運動機能向上に資するブランコやジャングルジムなどといった据え置き型の遊具施設を設置

2 プール

- ・屋外に設置される水泳施設でトイレ、更衣室、シャワー室等の附属施設が必要
- ・25mプールを設置

3 屋外教育環境施設

- ・オープンスペース、動物舎等屋外での環境学習等に利用する施設

4 緑地

4 - 1 樹木

- ・主に高木を主体とした植栽で校地周辺部、校舎周囲等に配植することが多い
- ・シンボルツリーとしての植樹、郷土らしさを演出
- ・校地周辺部への景観的寄与等に効果的

4 - 2 植え込み

- ・主に低木による植え込みで、高木植栽と組み合わせながら、玄関前、校舎等の建物周囲、法面部、沿道部等への植栽が効果的

4 - 3 芝生

- ・校庭等の芝生化（全面、トラック内、校庭外周部など）

4 - 4 花壇

- ・校内に彩りを添えるものとして効果的
- ・児童の手による一定の維持管理も可能

4 - 5 生け垣

- ・侵入防止、目かくし、防じん、防音等遮へいの必要な部分に効果的

5 その他の屋外施設

5 - 1 門扉

- ・学校の象徴となる正面玄関口の正門、各出入りに設置される門
- ・不審者の侵入防止や犯罪防止策が必要

5 - 2 境界フェンス等

- ・校地境界部に設置されるフェンス、柵、生垣等

5 - 3 駐車場、駐輪場

- ・職員、来訪者用の駐車場、駐輪場
- ・給食配送車両や大型車両への対応

5 - 4 スクールバス停留場

- ・通学距離の遠長化に対応したスクールバスの停留所

設備関連

1 照明設備

・ 室内照明設備、屋外照明設備

2 電力設備

・ コンセント、受変電設備

3 情報通信設備

・ 映像系、音声系、情報系設備

4 給排水設備

・ 給水設備、排水設備

5 空気調和設備

・ 換気設備、冷暖房設備

6 防災設備

・ 自動火災報知設備、屋内消火栓設備、消防用設備等

7 防犯設備

・ 通報システム、連絡システム

8 その他の設備

・ 昇降機設備、廃棄物処理設備

外観等

1 外観・デザイン

・ 木材等を活用するなど周辺の田園景観と調和する形態、色彩等の検討

2 素材

・ 児童の健康、自然環境に配慮した材質等の採用検討

その他

1 関連道路

・ 児童・生徒の安全性を確保するために必要な市道拡幅整備、交差点改良検討
・ 給食配送車との関連に必要なアクセス路の確保検討

(4) 校舎形状パターンの検討

良好な児童の学習・生活環境や教職員の職場環境を確保するため、本計画の核となる校舎の形状について、以下の3つのパターンについて比較検討しました。

パターン : 中廊下コンパクト型

パターン : 一文字型

パターン : ヌの字型

それぞれのパターン比較にあたっては、まず、各パターンイメージと配置イメージを整理した上で、次の各比較項目について検討しました。

各比較内容については次頁に整理しています。

- 1) 動線 : 教室間の移動や明快性などについて評価
- 2) 日照・採光 : 教室等の面する方位等の評価
- 3) 安全管理 : 管理諸室と教室や校庭側の見通しなどを評価
- 4) 建設コスト : 3案の建設コストを比較
- 5) 計画地における全体施設配置 : 校庭の面的確保や将来的余地及び隣接宅への影響等の評価

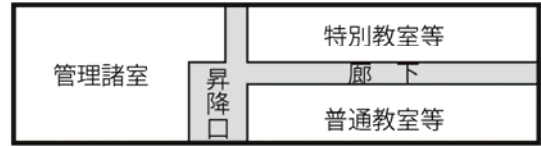
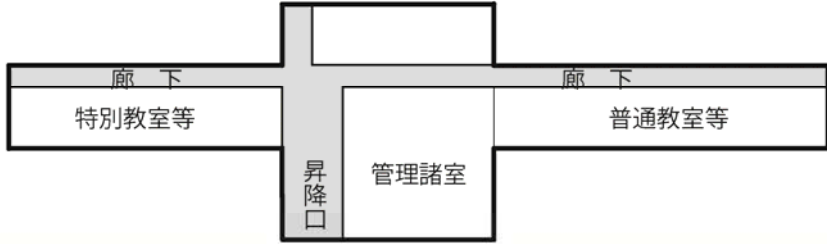
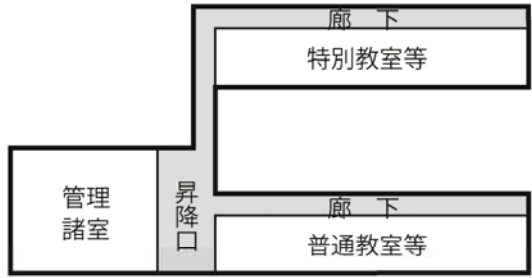
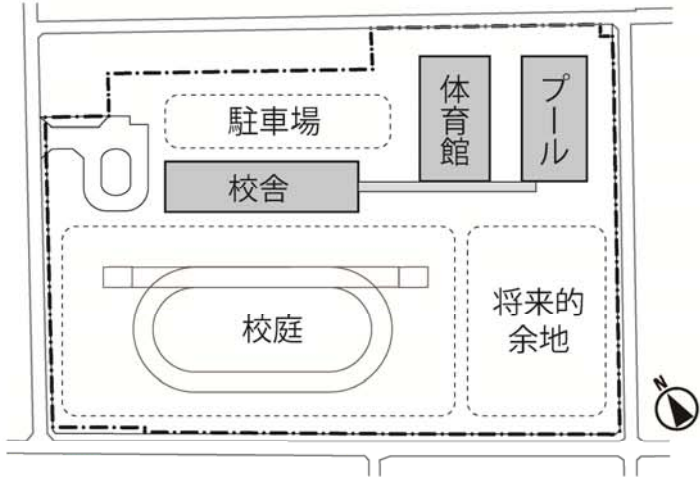
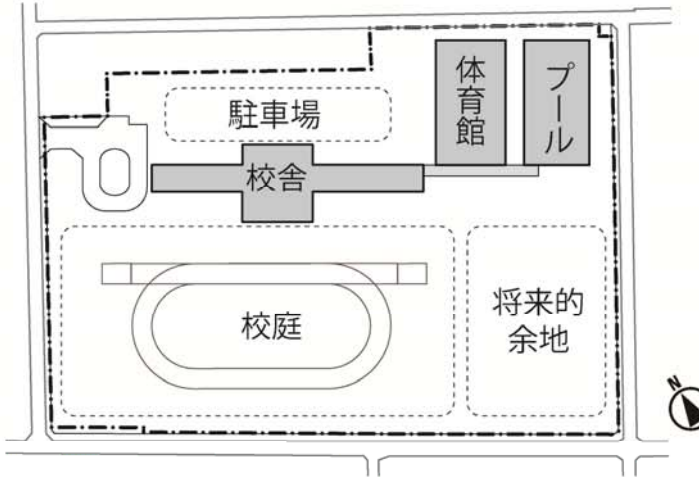
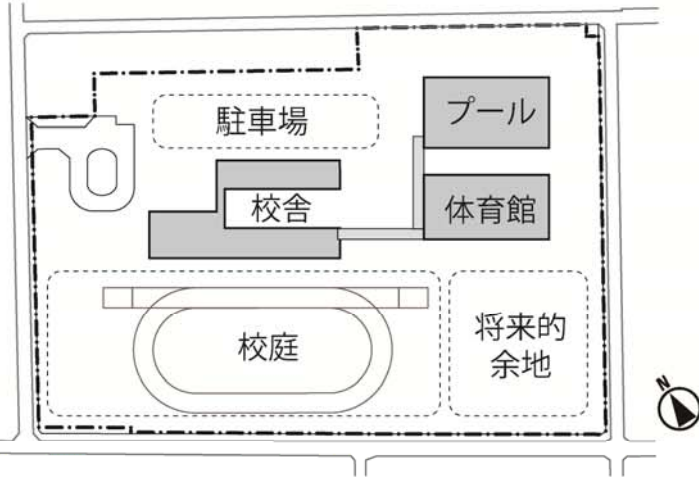
さらに、各パターンにおける、施設概略構成を示し、各パターンの中で想定される諸室の配置関係についても比較検討しました。

以上の各評価の結果を総合的に勘案し、本計画においては、日照・採光、安全管理、全体施設配置において評価の高かったパターン : 一文字型を前提とします。



校舎形状パターンは、一文字型として計画します。

校舎形状パターンの比較検討表

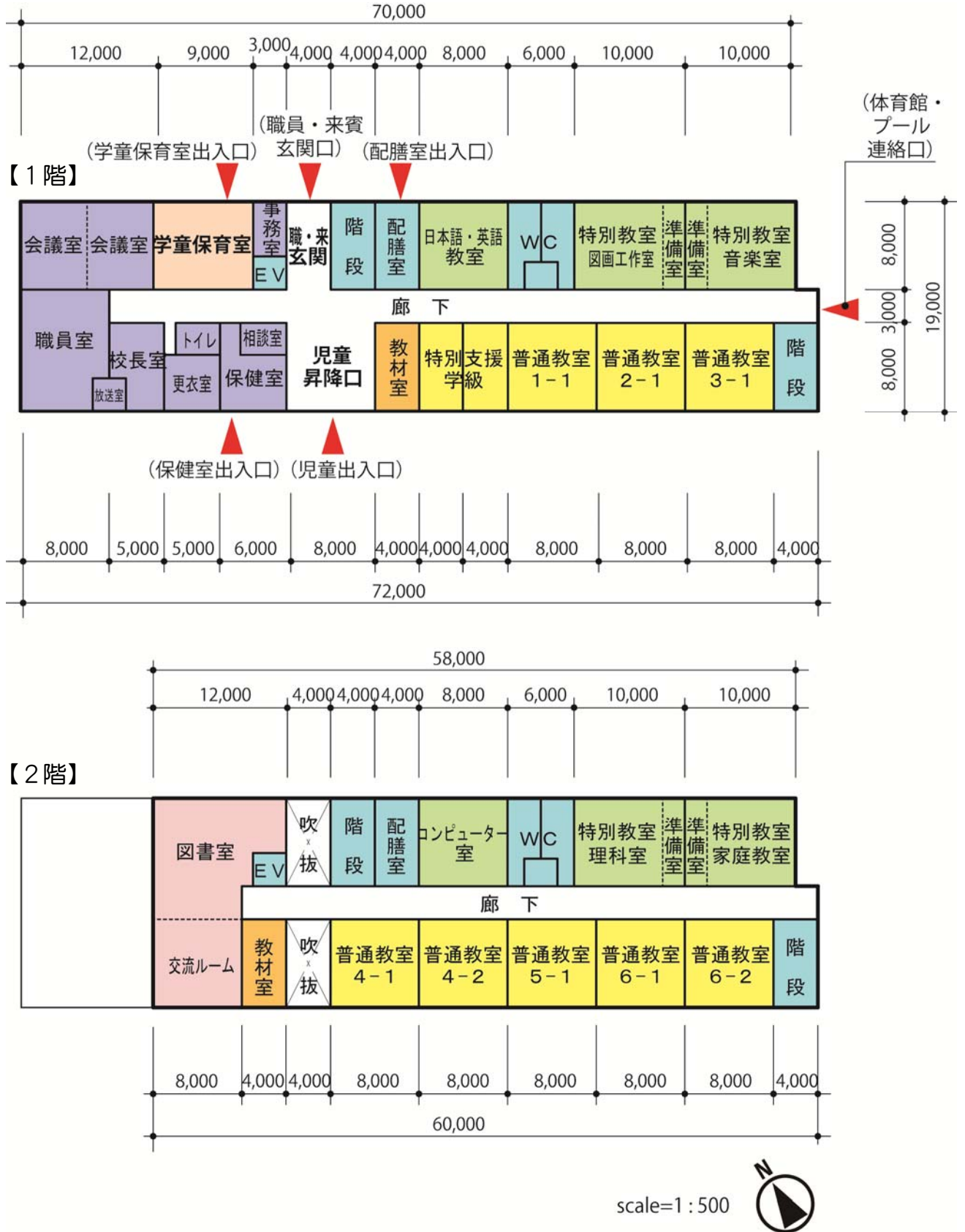
パターンイメージ	校舎形状パターン		
	パターン①：中廊下コンパクト型	パターン②：一文字型	パターン③：コの字型
<p>※ 各諸室の形状（面積）は児童数等に応じた必要な面積相当を確保するパターンとして示している。（図は1階部分のみ）</p> 			
<p>配置イメージ</p> <p>※ メインエントランスの西側配置、駐車場の北側配置及び校庭の南側配置を基本とする。</p> 			
1) 動線	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 教室間の移動が最短 ○ 計画地東側からのアクセスが可能 	<ul style="list-style-type: none"> △ 教室間の移動が長い ○ 計画地東側からのアクセスが可能 	<ul style="list-style-type: none"> △ 教室間の移動が長い ※ 普通教室と特別教室間に渡り廊下を設置することで動線距離は短縮可 ○ 計画地東側からのアクセスは可能
2) 日照・採光	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 南面の普通教室側は十分確保できる × 特別教室側が南に面しない × 1階廊下の自然採光がとれない △ 特別教室からの視界が閉鎖的 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 普通教室、特別教室とも南に面し十分確保できる ◎ 普通教室、特別教室からの視界が開放的である 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 普通教室、特別教室とも南に面し十分確保できる
3) 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 管理諸室からグラウンドへの見通しがきく 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 管理諸室からグラウンドへの見通しがきく 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 管理諸室からグラウンドへの見通しがきく
4) 建設コスト	<ul style="list-style-type: none"> ◎ コンパクトな設計が可能で、最もコストが抑制できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廊下が多く必要なため、中廊下コンパクト型に比べると建設コストは若干割増しになる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廊下、階段が多く必要なため、設コストは割増しになる
5) 計画地における全体施設配置	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 十分な広さの校庭が確保できる △ 体育館が北側住宅に比較的近く、防音対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 十分な広さの校庭が確保できる △ 体育館が北側住宅に比較的近く、防音対策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校舎が南北方向に長くなるため、校庭面積が若干狭くなるが、面積的には問題ない ◎ 運動施設と北側住宅との間に一定距離を確保できる

【個別評価凡例】 ◎：他のパターンと比較して評価できる ○：他のパターンと比較して一定の評価ができる △：他のパターンに比べ劣る ×：他のパターンに比べ評価が低い

校舎形状パターンによる施設概略構成図

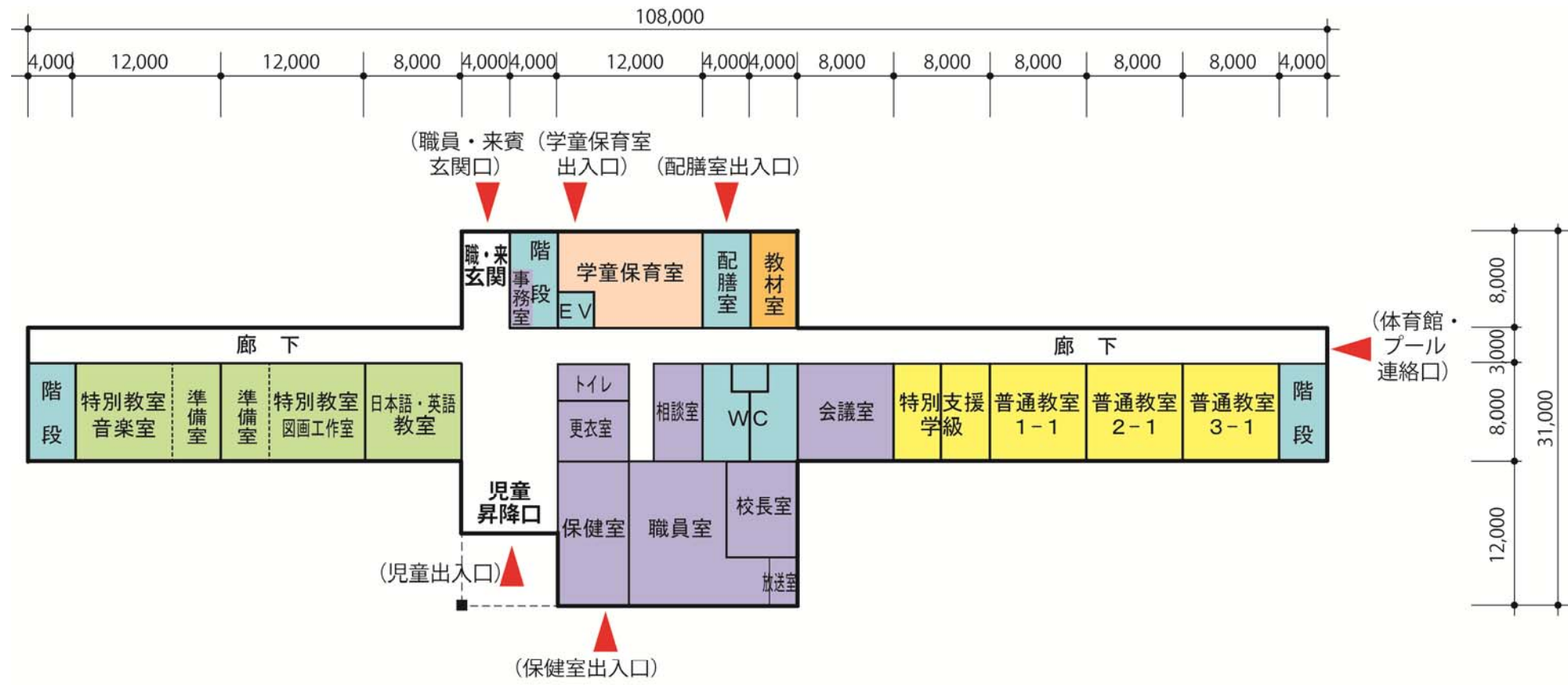
(以下寸法はメートルモジュール。木造の場合は尺寸モジュールに変更)

パターン①：中廊下コンパクト型

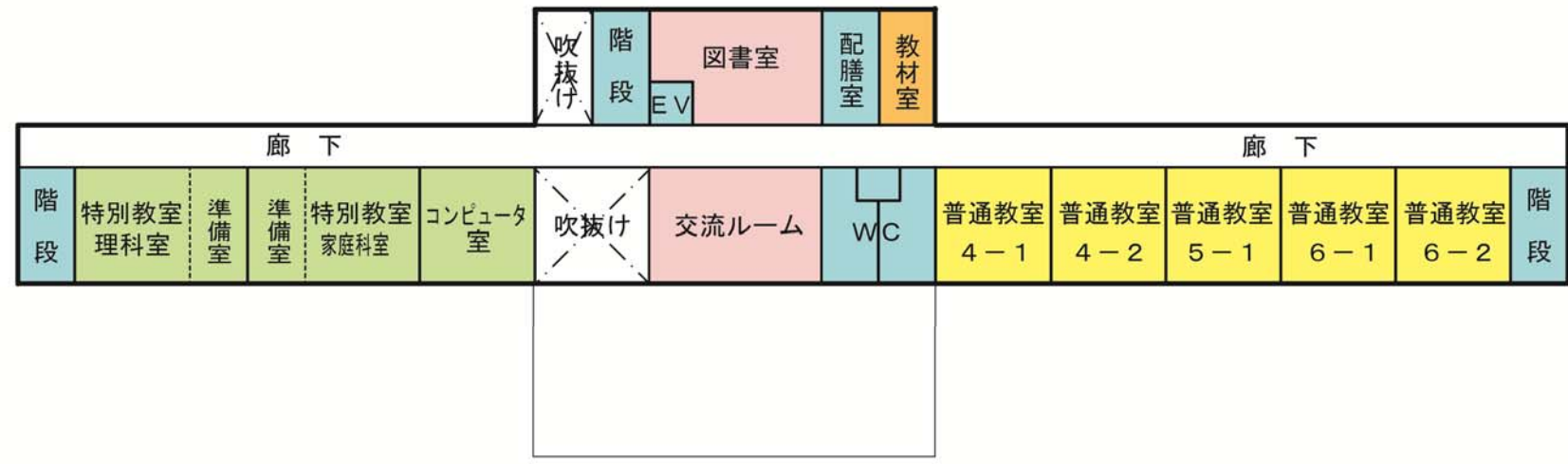


パターン②：一文字型

【1階】



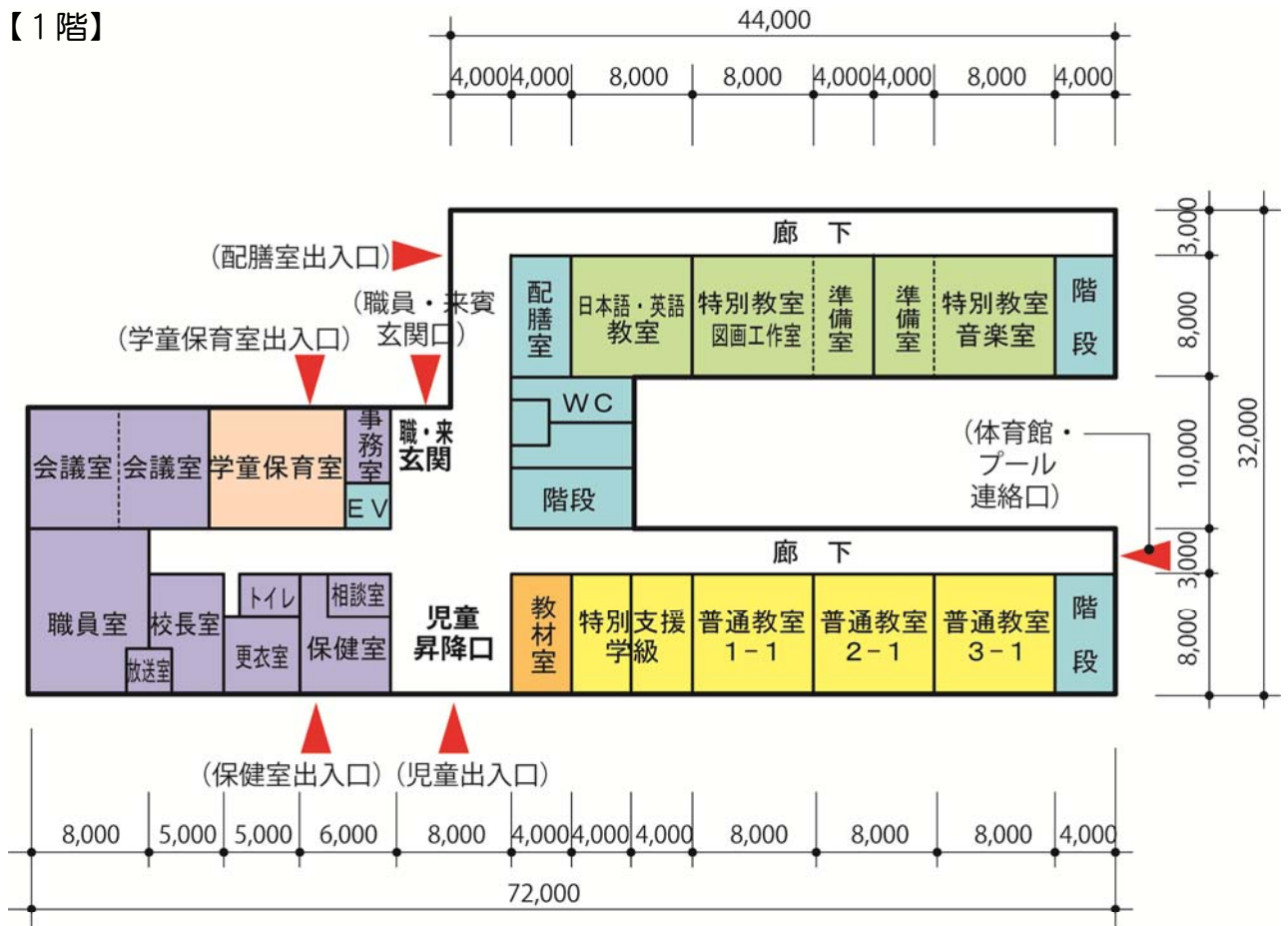
【2階】



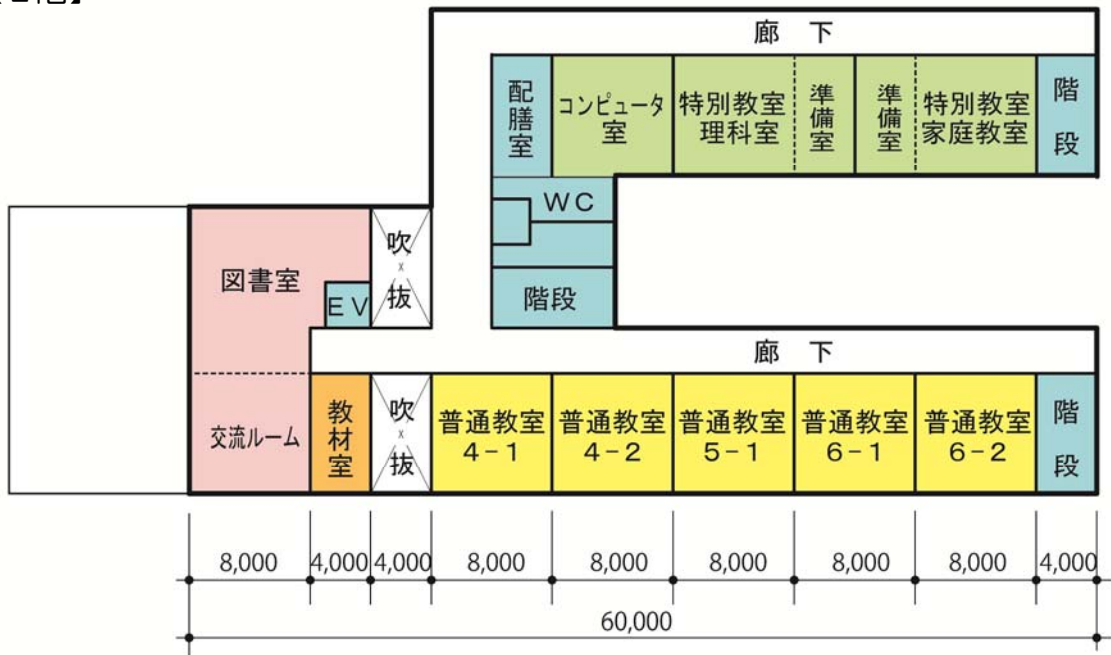
scale=1:500

パターン③：コの字型

【1階】



【2階】



scale=1:500



(5) 施設規模の設定

選定した校舎形状パターンについて、開校予定時の想定児童数やクラス数及び想定職員をもとに、必要な諸室について、以下に示すように各諸室の規模を想定します。

主要施設規模の前提条件

想定児童数	約 240 人
想定クラス数	全 8 クラス
想定職員数	教職員：計 14 人、事務職員：3 人

開校予定の平成 33 年時点での想定

主要施設規模計画（校舎）

区分 / 諸室・施設	想定施設規模	備 考
校 舎	-a 校舎延床面積 約 2,995m ²	下記 1-1～1-11 の合計
	-b 校舎建築面積 約 1,660m ²	2 階建（一部平屋建）
- 1 普通教室	約 480m ²	市内事例から想定 約 60 m ² × 8 クラス = 480 m ²
- 2 特別支援学級	約 120m ²	約 60 m ² × 2 = 120 m ² （普通教室と同面積で自閉情緒、知的で各室）
- 3 特別教室	約 600m ²	普通教室の 1.5 倍程度の面積から想定 90 m ² × 4 教室（理科教室、音楽室、図画工作教室、家庭科教室）= 約 360 m ² 上記各室併設準備室 30 m ² × 4 = 約 120 m ² 60 m ² × 2（日本語・英語教室、コンピュータ室） = 約 120 m ²
- 4 図書室 ・交流ルーム	約 195m ²	図書室を市内事例等より児童数に対応し約135m ² 確保した上で、交流ルーム約60m ² （普通教室と同等）を一体的・効率的に配置
- 5 職員室等管理諸室	約 345m ²	職員室（印刷室・放送室・給湯室含む）（約 100 m ² ）、 校長室（約 45 m ² ）、事務室（約 20 m ² ）、 職員更衣室（約 11 m ² × 2）、職員トイレ（約 16 m ² × 2）、 会議室（約 35 m ² ）、保健室（約 60 m ² ）、 相談室・印刷室（約 10 m ² × 2）を職員数、整備事例等から想定
- 6 学童保育	約 90m ²	1.65 m ² × 40 人 = 66 m ² （厚生労働省ガイドライン） を基にゆとりを確保（トイレ、キッチン、玄関を含む）
- 7 配膳室	約 60m ²	羽川西小からの配食を想定（30 m ² × 各階 1 室）
- 8 トイレ	約 120m ²	トイレ各階 1 カ所（男女別、多機能トイレ）
- 9 階段・エレベータ	約 185m ²	階段 3 カ所、エレベータ 1 基
-10 教材室・倉庫 ケルダウ等 多目的ルーム等	約 170m ²	教材室・倉庫：1 階 3 箇所、2 階 3 箇所 ケルダウ等、多目的ルーム：各階 1 箇所 機械室 1 箇所
-11 廊下等	約 630m ²	教室棟及びその他必要な廊下 児童昇降口・エントランスホール、職員・来賓用玄関・ ホールを含む

主要施設規模計画（屋内運動場・プール等）

区分 / 諸室・施設	想定施設規模	備 考
屋内運動場	約 1,930m ²	トイレ、放送室等諸室及び備蓄倉庫含む 整備事例等から想定
-1 競技面	約 1,410m ²	バスケットボールコート(2面)、バレーボールコ ート(2面)、バドミントンコート(6面)
-2 ステージ	約 120m ²	式典、発表等のステージ(下部椅子収納台車格納)
-3 トイレ	約 48m ²	男女別、多機能トイレ
-4 器具庫	約 80m ²	各種運動器具等の倉庫
-5 ミーティングルーム	約 45m ²	PTA活動、地域活動等に活用
-6 備蓄倉庫	約 50m ²	避難所としての機能を踏まえた備蓄倉庫 外部からの搬出入を確保
-7 階段	約 50m ²	ステージ両脇に配置 一方の上部に放送室を配置
-8 ホール、通路	約 127m ²	校舎側連絡通路、駐車場側からのアクセス
プール	約 1,320m ²	整備事例等より想定(25mプール(7コース) 低学年用プール、トイレ、更衣室等含む) 外部トイレ、外部器具庫併設
-1 更衣室	約 35m ²	男女別
-2 トイレ	約 28m ²	男女別
-3 倉庫	約 22m ²	プール関連用具等の倉庫
-4 機械室	約 40m ²	必要な機械設置場所
-5 玄関・通路	約 63m ²	校舎側連絡通路からのアクセス
-6 水面・プールサイド	約 1,046m ²	水面、プールサイド
-7 外部トイレ	約 32m ²	外部からの利用可能な男女別トイレ
-8 外部倉庫	約 54m ²	外部からの利用可能な倉庫
駐車場等	約 3,690m ²	職員 + 来客用駐車場(身障者用含み 86 台) 給食 配送車用駐車場・車路、駐輪場を含む
スクールバスロータリー	約 660m ²	アクセス路、回転路、停留所等(緑地帯含む)
校庭等	約19,740m ²	トラック設置(1周200m、直線100m) 運動・遊 具施設、備蓄倉庫、体育舎、花壇・学習菜園、動 物舎、その他オープンスペース、植栽帯等を含む
総 計	約29,000m ²	敷地面積(< -b>+ ~ の合計)

ここに示す各面積については、具体的な設計段階で詳細な施設規模の検討を行います。

(6) 施設構成

校舎

【群の配置・基本動線】

- ・管理諸室群を中央部に配置し、その東側に普通教室群を、西側に特別教室群をおおむね配置し、大きなゾーニングを形成します。
- ・児童昇降口と職員・来賓玄関を分離配置します。
- ・児童昇降口は西側メインエントランスからのアクセスに配慮します。
- ・職員・来賓玄関は北側駐車場からのアクセスに配慮します。
- ・上下動線となる階段、エレベータを隣接配置します。

【管理諸室群】

- ・安全管理上、職員室、保健室をグラウンドに面して配置します。
- ・校長室は来賓玄関から容易にアクセス可能となるよう配置します。
- ・児童昇降口空間を介し、児童が職員室あるいは校長室に比較的アクセスし易いよう両室を配置します。
- ・グラウンド側や廊下側からのアクセスが容易となるよう保健室を配置します。
- ・来賓の受付等を行う事務室を職員・来賓玄関口と一体的に配置します。
- ・児童用トイレは一定の採光を確保できるよう配慮します。
- ・児童用トイレ、教材室、配膳室、階段、エレベータは各階共通に配置します。

【普通教室群】

- ・1～3年生教室、特別支援学級を1階に配置します。
- ・4～6年生教室を2階に配置します。

【特別教室群】

- ・利用利便性や発生する音を考慮し、1階に家庭科室、図画工作室を、2階に理科室、音楽室、コンピュータ室を配置します。
- ・日本語・英語教室については、35人学級制導入時にも対応できるよう普通教室予備として普通教室と一体的に配置します。
- ・図書室・交流ルームは2階に配置し、南面にテラスを設置し、多様な活用を検討します。

【防災・避難】

- ・校舎規模、構造に対応し、必要な防火壁、防火扉等を適切に設置します。
- ・メイン上下移動階段の他、東西両端に迅速で確実な避難のための階段を配置します。
その他防災上必要な設備等については、建築基準法、消防法等に基づき設置します。

体育館

【基本的レイアウト】

- ・各種球技等屋内運動場としての必要な競技面(*)をはさんで、ステージ部、エントランスを含む必要諸室を配置します。
(*)バスケットボールコート：2面、バレーボールコート：2面、バドミントンコート：6面
- ・児童は校舎から連絡通路によって上足のままアクセス可能とします。

【必要諸室】

- ・出入口側に、男女別トイレ、多機能トイレ、ミーティングルーム、器具庫を集約配置します。
- ・備蓄倉庫については、体育館内部及び外部からの出し入れを確保します。
- ・放送室については、ステージ側の2階に配置します。

【ステージ等】

- ・各種式典、発表の場としてステージを配置します。
- ・ステージ下部は椅子収納台車を格納できるようにします。
- ・ステージ両脇にはステージへの昇降、上部キャットウォークへの階段を設置します。

プール

【基本的レイアウト】

- ・必要な水面等(*)を中心に、出入口、更衣室、トイレ等の必要な諸室を廊下に沿って配置します。
(*)25mプール(7コース)、低学年用プール、シャワーブース、水呑等
- ・児童は校舎から連絡通路によって上足のままアクセスを可能とします。

【必要諸室】

- ・男女別更衣室及びトイレを配置します。
- ・その他倉庫、機械室を一体的に配置します。

【外部利用施設】

- ・外部から直接アクセス可能なトイレ(男女別)、外部倉庫を配置します。

(7) 動線方針

区 分		動線の考え方
人動線	-1 メイン動線（施設群間動線）	・正門、児童昇降口、管理諸室群、教室群、運動施設群を連絡する明快な動線を確保します。
	-2 屋外との動線	・屋外運動場等へは、原則として児童昇降口を經由して行うものとします。
	-3 上下移動動線	・上下階への垂直動線は、階段を經由し行うものとします。また、車いす使用者がスムーズに移動可能なエレベータも設置します。
	-4 一般利用動線	・学校開放時等の一般利用動線については、教室群へのアクセスは、原則として禁止し、職員来賓玄関から職員・管理諸室群及び交流ルーム等へのアクセスのみとします。また、屋内運動場の一般利用動線は、原則として正門から屋外経由でアクセスします。
車動線	-1 アクセス動線	・計画地へのアクセスは、計画地西側の市道1110号線をメインアクセス路として位置付けます。また、計画地東側の外周道路からのアクセスも確保します。
	-2 駐車場動線	・職員・一般用駐車場への動線については、管理上正門からの出入りを原則としながら、児童の動線と交錯させないよう配慮します。 ・スクールバス停留所については、職員・一般駐車場動線と交錯しないよう配慮しながら、メインエントランスに近接して配置します。
	-3 給食配送車動線	・給食配送車両動線については、配膳室へのアクセスの良さを確保します。
	-4 緊急車両動線	・救急車等緊急車両は、校庭や運動施設群に直接アクセスしやすい動線を確保します。
避難動線	-1 校舎	・災害発生時において、児童、職員等が安全に迅速に避難できるよう、避難路としての有効幅や構造を有した廊下、階段を位置づけます。 ・グラウンド等外部へは、児童昇降口、職員・来賓出入口及び校舎東西端を非常口として避難するものとします。
	-2 体育館・プール	・体育館については、メイン出入口のほか、西側及び北側に非常口を配置し避難するものとします。 ・プールについては、メインの出入口のほか、北東端に非常口として避難するものとします。
	-3 グラウンド	・グラウンドからは、出入口となる西側メインエントランス、東側サブエントランス及び南側豊田中学校との連絡口から避難するものとします。

(8) 基本全体施設配置方針

【基本的レイアウト】
<p>< 全体 ></p> <ul style="list-style-type: none">・基本構想及びこれまでの検討結果等を踏まえ、計画地北側西から校舎、体育館、プールの順に配置します。 <p>< 校舎 ></p> <ul style="list-style-type: none">・計画地西側へのメインエントランスの設置及び豊田中学校との校庭隣接性確保を念頭に、校舎を配置します。 <p>< 運動施設 ></p> <ul style="list-style-type: none">・校舎からのアクセス及び将来的余地との関係から、校舎の東側に体育館、プールの順に配置します。 <p>< 駐車場 ></p> <ul style="list-style-type: none">・駐車場は西側車両出入口からのアクセスを考慮し計画地北側に配置します。・職員、来賓・一般、学童保育送迎の他、学校でのイベント、地域利用時の車利用者に対応可能な十分な駐車台数を確保します。(通常：一般車 86 台 < 身障者用 3 台 >)
【基本的動線】
<p>< 歩行者 ></p> <ul style="list-style-type: none">・児童歩行者は、西側メインエントランス及び東側出入口から校舎にアクセスします。・スクールバス利用児童はスクールバスロータリーに面した乗降場から校舎にアクセスします。・職員、来賓・一般等で徒歩での来校者は、児童歩行者と同様に西側あるいは東側出入口から入り、校舎北側来賓・一般玄関からアクセスします。 <p>< 車 両 ></p> <ul style="list-style-type: none">・スクールバス、職員、来賓・一般、学童保育送迎及び給食配送車の車動線は、西側車両出入口よりアクセスし、歩行者と完全分離します。・緊急車両は急病、けが人等の所在、火災等の発生場所により、西側・東側車両出入口、南側豊田中学校連絡口(通常は歩行者専用) を利用します。・観光バス等大型車は、南側豊田中学校連絡口を活用し敷地内に臨時駐車します。
【体育館】
<ul style="list-style-type: none">・計画地北側隣接住宅への音の影響を考慮し、出来る限り距離をとって配置します。・避難所としての役割を踏まえ備蓄倉庫を配置します。
【プール】
<ul style="list-style-type: none">・外部から利用できるトイレ、倉庫を配置します。
【その他】
<ul style="list-style-type: none">・運動・遊具施設、体育舎、備蓄倉庫、花壇・学習菜園・動物舎等をグラウンド内に適宜配置します。

3 - 2 基本計画

(1) 施設計画

施設規模の設定、施設構成、動線方針及び施設配置方針をもとに、新設小中一貫校整備にかかる各種施設等の整備計画を次の通り整理します。

検討にあたっては、「小学校施設整備指針」(H22.3 文部科学省)に示された各室計画に準拠するとともに、「小中一貫校に適した学校施設の在り方について」(H27.7 文部科学省)を念頭に、施設の機能的・効率的な利用に配慮するものとします。

校舎

※【 】:主要諸室 ():室数

-1 普通教室 【普通教室(8)】

将来の児童数に対応して1,2,3,5年生各1クラス、4,6年各2クラスの合計8クラスを基本に各階に集約的に配置し、多様な学習形態に対応する机、ロッカーなどが配置可能な面積、形状とします。

十分な採光、通風等に配慮し、児童が快適に心地よく学習、生活できる環境を確保します。学習に必要な黒板(前背面)、オープンロッカー(背面)等各種設備を適切に設置します。



【普通教室イメージ：飯能市立名栗小学校】

-2 特別支援学級 【特別支援学級(2)】

児童の障がいの状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用します。

障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保します。

障がいの特性を考慮し、十分な安全性を確保することのできる位置、室内環境を確保します。

障がいのない児童との交流及び共同学習への対応を考慮するとともに、普通教室からの防音に配慮します。

保健室との連絡、トイレ等との関連を念頭にした位置となるよう配慮します。

-3 特別教室 【理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭科教室、日本語・英語教室、コンピュータ室(各1:計6室)】

理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭科教室、日本語・英語教室を配置します。
各教室での学習内容、利用方法等に応じ、児童・生徒が安全に、かつ効果的に学習できる適切な規模、形状とします。
各授業の準備や機材、作品等の保管場所などとして利用できる準備室を併設します。
実験設備や音響設備、工作機械、調理設備、コンピュータ機器等教科内容に応じた必要な設備を配置します。

-4 図書室・交流ルーム 【図書室(1)、交流ルーム(1)】

○図書室には、高書架及び窓下低書架の必要な書架を確保するとともに、学習等にも活用できる読書スペース、司書カウンター等を適切に配置します。
司書カウンターは、安全管理上、児童等の図書室への出入りや書架、読書スペースを見渡せる位置に配置します。
交流ルームは図書室と一体的な空間配置を図り(可動間仕切りで区画可)児童同士の交流の場や地域住民等との交流の場、及びコミュニティスクールや放課後子ども教室等多目的な活用を図ります。また、休日等に地域住民等が各種活動の場として利用するなど一般開放時の利用を検討します。



【図書室のイメージ：富山市立新庄北小学校】



【図書室のイメージ：江戸川学園取手小学校】



【交流ルームの活用イメージ】



【交流ルームのイメージ：富山市立新庄北小学校】

-5 職員・管理諸室 【職員室、校長室、保健室、会議室、学校事務室(受付)、印刷室、放送室、給湯室、機械室等(各 1)、教材室・倉庫(6)、職員更衣室(男女別)(1)、相談室(1)】

施設の管理・運営の中核的役割を担うことを踏まえ、職員室、校長室、会議室、学校事務室等必要な中心的諸室を確保します。

関連して必要な印刷室、放送室、給湯室、機械室、教材室・倉庫、職員更衣室、相談室等について、適切な規模を確保します。

○保健室については、児童の健康・安全を管理する場として、保健業務やカウンセリング等を効率的に行える適切な規模を確保するとともに、校庭での事故等に迅速に対応できるよう、校庭に面し、直接出入りできる専用出入口を設けます。また近傍に手洗い、足洗い場等の設備を設置します。

-6 学童保育室 【学童保育室(1)】

共働きの家庭や、ひとり親家庭など昼間保護者のいない子どもたちが、放課後や学校が休みの期間中、安全で充実した時間を過ごせるよう学童保育室を確保します。

学童保育の各種活動に対応可能な適切な面積を確保します。

-7 配膳室 【配膳室(2)】

騒音、臭い等により学習活動に支障を及ぼすことなく、また、配食数に応じたコンテナの出し入れ等に支障の無い面積を確保し、各階に配置します。

-8 トイレ 【児童用トイレ(2)、職員・来賓用トイレ(1)、水呑場】

教室群の児童が利用しやすい位置に各階に1箇所ずつ配置します。

男女別トイレ、障がいのある児童、教職員及び災害拠点としての役割を踏まえ高齢者、障がい者等の利用に配慮した多機能トイレを一体的に配置します。

教職員用や来賓用のトイレは、児童用とは別に管理諸室群に配置します。

水呑場については、できる限り普通教室に面した位置に配置します。

-9 階段・エレベータ 【階段(2)、エレベータ(1)】

児童・生徒が安全に行き来できる幅員を確保します。

車いす使用者や怪我等により階段利用が困難な児童等の安全な移動手段としてエレベータを階段と隣接して設置します。

-10 教材室・倉庫、クールダウン等多目的ルーム 【教材室・倉庫(6)、多目的ルーム(2)】

ADHD 等の対処として普通教室とは別にクールダウンしたり、特に高学年女子の更衣室等として活用するなど、多様な使い方ができるフレキシブルに活用できる空間を普通教室に隣接して確保します。

-11 廊下等 【児童昇降口、職員・来賓用玄関、玄関ホール、下足上履箱、傘立て、思い出コーナー、廊下・水呑場・荷物掛・収納棚等】

始業時、終業時等における利用人数に応じた十分な規模、出入口の幅を確保した昇降口とします。

車いすを利用した者の移動に支障のないバリアフリー構造とします。

職員・来賓用玄関口を児童昇降口とは別に設けます。

児童等を迎え入れる空間として、できる限り開放的で明るい空間整備を図ります。

昇降口前面には、風雪時等に傘の利用を考慮した空間を確保します。

豊田南小・豊田北小の歴史を後生に伝える思い出コーナー等を、児童昇降口空間に設けます。

廊下については、明快で運動施設へも円滑に移動できる動線として、児童・生徒が安全に行き来できる幅員を確保します。

できる限り普通教室に面して水呑場や児童の荷物掛、生活科等で利用する教材等の収納棚等の設置を図ります。



【昇降口イメージ：島根県海士町立福井小学校】

屋内運動場

屋内運動場 【競技場(1)、エントランスホール(1)、下足上履箱(1)、トイレ(1)、器具庫(1)、ミーティングルーム(1)、ステージ(1)、放送室(1)、備蓄倉庫(1)、ステージ下収納等】

○公式バスケットボールコート2面を最低限確保するとともに、多様な運動種目を想定した面積、形状とします。また適切な天井高を確保します。

運動に利用する道具を収納する器具庫を確保し、道具等の種類に応じ出し入れしやすい面積、形状とします。校庭側からも出し入れ可能とします。

儀式的行事、学芸的行事、各種集会、児童等の学習・研究成果の発表等に利用することを念頭に、ステージ、視聴覚メディア、照明機器、音響機器等の設置に配慮した面積、形状とします。

災害時の避難場所となる場合に備え、トイレ、備蓄倉庫等を計画します。

地域活動や PTA 活動の場として利用できるミーティングルームを確保します。ミーティングルーム内には多様な用具等が保管できるよう十分な収納庫の設置を図ります。

校舎とは連絡通路で連絡し、児童が上足のまま移動できる経路を確保します。

隣接するプールとの関係に留意しながら、適切な位置に採光、通風ができる窓を設置します。



【屋内運動場イメージ：岩手県軽米町立軽米小学校】



【ステージ下部椅子収納台イメージ】

プール

プール 【25mプール(1)、低学年用プール(1)、更衣室(2)、トイレ(2)、シャワーブース(1)、機械室(1)、外部倉庫(1)、下足箱等】

○25mプール（7コース）を最低限確保します。

小学生低学年用のプールを別に配置します。

男女別の更衣室、トイレ、入水前シャワー施設及び水呑場等を適切に配置します。

プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさを考慮しながら十分な広さを確保するとともに、水に濡れても滑りにくく適度な弾力性のある素材を使用します。

排水口には吸引事故防止対策を講じます。

プール施設周囲は、外部からの視線を遮へいする遮へい板、囲障壁等を設け、また防犯上にも配慮します。

グラウンド側から出入り可能な外部倉庫を併設します。

校舎とは連絡通路で連絡し、児童が上足のまま移動できる経路を確保します。



【プールのイメージ：甲府市立北新小学校】



【プールのイメージ：米原市立大原小学校】

駐車場等

駐車場等 【職員・一般用駐車場、スクールバス停留所、給食配送車搬入路、駐輪場(適宜)】

職員・一般用の駐車場については、職員数や屋外及び屋内運動場等の一般利用時に充分対応できる台数（身障者用駐車場を含み 86 台）を確保します。また、管理上メインエントランス側からの進入を原則とし、安全上児童動線とはできる限り交錯しないよう配慮します。

スクールバス運行に対応して、安全に乗降できかつ利便性を確保するため、メインエントランスと一体的に配置を図ります。

給食配送車については、配膳室出入口へのアクセス性に配慮した進入経路を確保します。

駐輪場については、メインエントランス空間の中で適切に配置を図ります。

スクールバスロータリー

スクールバスロータリー

スクールバス運行に対応して、安全に乗降できかつ利便性を確保するため、メインエントランスと一体的に配置を図ります。

スクールバスは、マイクロバス程度の規模を想定していますが、遠足等における大型バスの利用があることから、支障なく回転出来るロータリー形状とするとともに、大型バスがロータリー内で待機する場合も、一般車両が通過できるよう十分な幅員を確保します。

校庭等

校庭等 【200mトラック(1)、100m直線コース(1)、運動施設(鉄棒等)、遊具施設(ブランコ等)、動物舎(1)、花壇・学習菜園(適宜)、水呑場・手洗場(1)等】

一周 200mトラック及び 100m直線コースを最低限確保します。

運動競技に支障のない箇所に、鉄棒等の運動施設やブランコ等の遊具施設を配置します。

校庭面については、適度の保水性と良好な排水性を確保します。

表層部分については、けがの防止、維持管理の方法、芝生化等による砂ぼこりの飛散防止などに十分配慮しつつ、運動に適した材質を選定します。

校庭に面して水呑場、手洗場を設置します。

校舎の破損等防止のための防球ネット等を必要に応じ設置を検討します。

鉄棒等の運動施設、ブランコ等の遊具施設とともに、動物舎、花壇・学習菜園についても適切に配置します。

地域のお祭りやイベント会場等としての地域利用を図ります。

○集中豪雨時等において局地的な出水による周辺住宅地や農地等への影響を与えないよう、雨水貯水・浸透機能を確保します。

小中一貫校としての中学生との校庭の供用及び各種スポーツ活動の校庭利用については、現豊田中学校の校庭も含め有効に活用するものとします。なお、将来、豊田中学校校舎が本計画地内に整備された場合においても、現豊田中学校校庭とあわせ小中共用の校庭として十分な規模が確保できます。

(2) 外構計画

エントランス空間

エントランス周辺部においては、日常的な通路空間として機能することから、透水性、排水性に配慮した舗装等により快適で高質な空間形成を図るとともに、植栽等により象徴的であるおいある空間形成を図ります。

門扉については、不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等から見通しが良く、死角とならないような位置に配置します。

児童等の安全性を確保するため、車出入口との位置関係に十分配慮します。



【高質なエントランス空間イメージ：京都市同志社小学校】

オープンスペース等【花壇、学習菜園、動物舎等】

自然環境学習の場として活用するため、花壇や学習菜園等を配置します。

花壇については、できる限り日当たりがよく管理のし易い位置に配置します。

敷地・道路境界部

学校敷地と周囲の道路の境界部については、不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点からフェンス等を設置します。

フェンス等を設置する際には、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らないものとするとともに、閉鎖感や圧迫感を与えないよう留意します。

必要な防犯設備を効果的な位置に設置します。

屋外運動場周辺の住宅や道路等の関係において、防球ネット等を必要に応じ設置します。

学校空間を彩り、自然学習にも役立つ植栽については、周辺の田園景観との調和を図りながら効果的な場所に配置します。

(3) 形態・色彩等景観計画

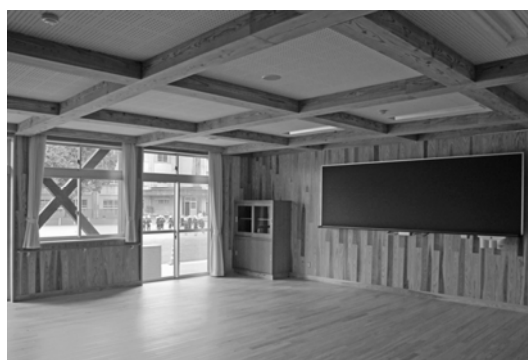
整備後長期にわたり地域と共存する学校施設とし、周辺の田園景観との調和を図るため、奇抜なデザインや色彩の採用は避け、親しみが感じられ、地域の誇りとなるようなデザイン等に配慮します。

できる限り木質素材を用い、田園景観との調和及び暖かみのある学校施設として親しまれるよう配慮します。

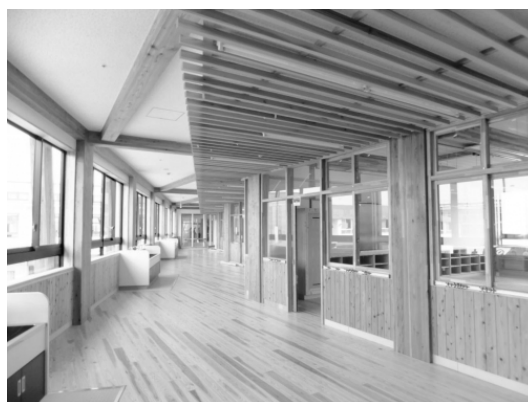
室内や外壁等に用いる色彩については、落ち着いた色調を基本としながら、アクセントカラー等を有効に活用し、サイン効果や演出効果を高めます。



【木質素材を活用した校舎と空間イメージ：鹿沼市立栗野小学校】



【木質素材を活用した校舎と空間イメージ：大分県日田市咸宜小学校校】



【木質素材の校舎イメージ：北広島町立壬生小学校】

【木質素材を活かした空間イメージ：守谷市立守谷小学校】

(4) 植栽計画

地域の風土や土壌に適した樹木を選定しながら、高木、低木、植え込み等を適宜配置します。できる限り通年で花を楽しめるように花木、草花等の配置を図るとともに、四季の変化や生態、生理等を観察することのできるような樹種を選定します。敷地境界部等においては、表土の流出を抑制し、耐候性も高い地被植物（例：イワダレソウ類等）の植栽を検討します。



【シンボルとなる高木メー
ジ】
：川崎市立東住吉小学校】



【小山らしい植栽イメージ】



【学校内における自然観察イメージ】



【地被植物例（イワダレソウ）イメージ】

(5) 給排水計画

豊田地区においては地下水による給水を行っており、本計画地においても地下水による給水を基本とします。今後計画地内における入念な水質調査を実施し、児童等が利用する上水として安全性を確認していきます。

排水については、排出される汚水、雑排水等を考慮して適切な容量の浄化槽等を設置するとともに、十分な衛生管理を図ります。

校庭について、集中豪雨時等において局地的な出水による周辺住宅地や農地等への影響を与えないよう、雨水貯水・浸透機能を確保します。

(6) 防犯・防災計画

防犯に関しては、設置目的を明確化しながら、防犯監視システムの導入を図るとともに、緊急事態発生時の通報装置の設置、連絡システム、防犯体制等の構築を図ります。また、学校施設を地域住民等に開放する際には、非開放部分に部外者が立ち入れないように措置を講じます。

防災に関しては、自動火災報知設備、火災警報装置、屋内消火栓設備、避難器具、避難設備等を建物の規模に応じ適切に設置します。また、災害発生時の避難場所としての役割を踏まえ、必要な資機材の設置及び十分な非常食などを備蓄します。

夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地・道路境界部、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を確認できる程度以上の照度を確保しつつ、適切な間隔で外灯の設置を検討します。

外灯を設置する場合は、省エネルギー対策や近隣住宅への影響に留意します。

(7) その他設備関連計画

多様な学習及び生活の諸活動等において、児童の快適で清潔な環境を確保するため、照明設備、電力設備、情報通信設備、給排水設備、空調設備等必要な設備を適切に配置します。

【照明設備】

照明設備については、諸室の利用内容、利用時間等に応じ必要な照度を確保するとともに、省エネルギーに配慮した方式、器具等を選定します。

【電力設備】

電力設備については、電力を使用する教育機器等の種類や数等に応じた受変電設備を冠水することのない場所に設置します。また、コンセントは、十分な数を確保するとともに、使いやすい位置に漏電の防止等安全性に配慮しつつ適切に設置します。

太陽光発電設備など、積極的に地球環境にやさしい設備の導入を図ります。

【情報通信設備】

情報通信設備については、必要な映像系、音声系、情報系設備を適切に設置します。特に情報系設備は高度情報化への対応に十分配慮します。

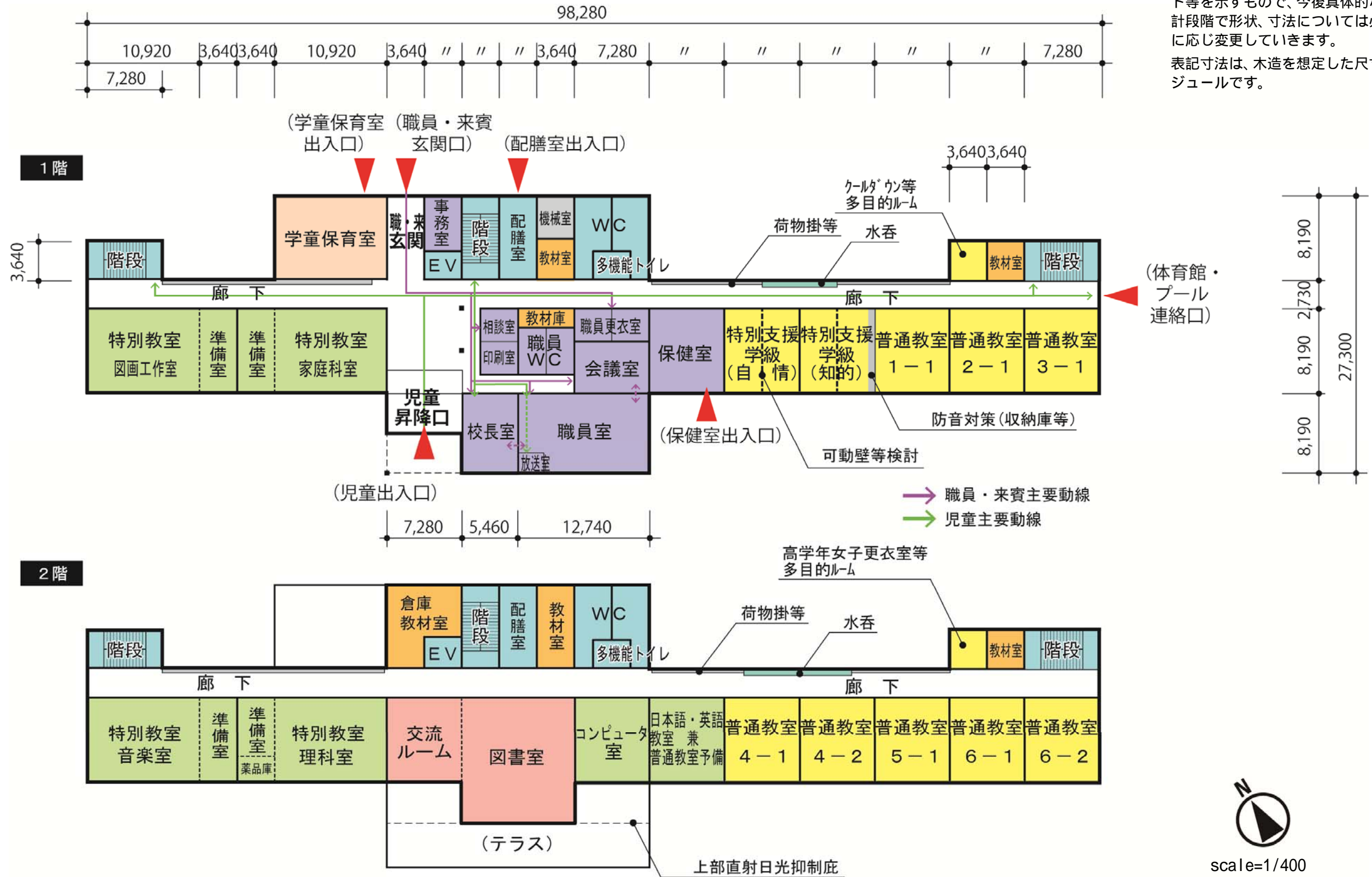
【空調設備】

空調設備については、必要な諸室に設置するとともに、効率的な管理を行うため適切に系統を区分して設置します。

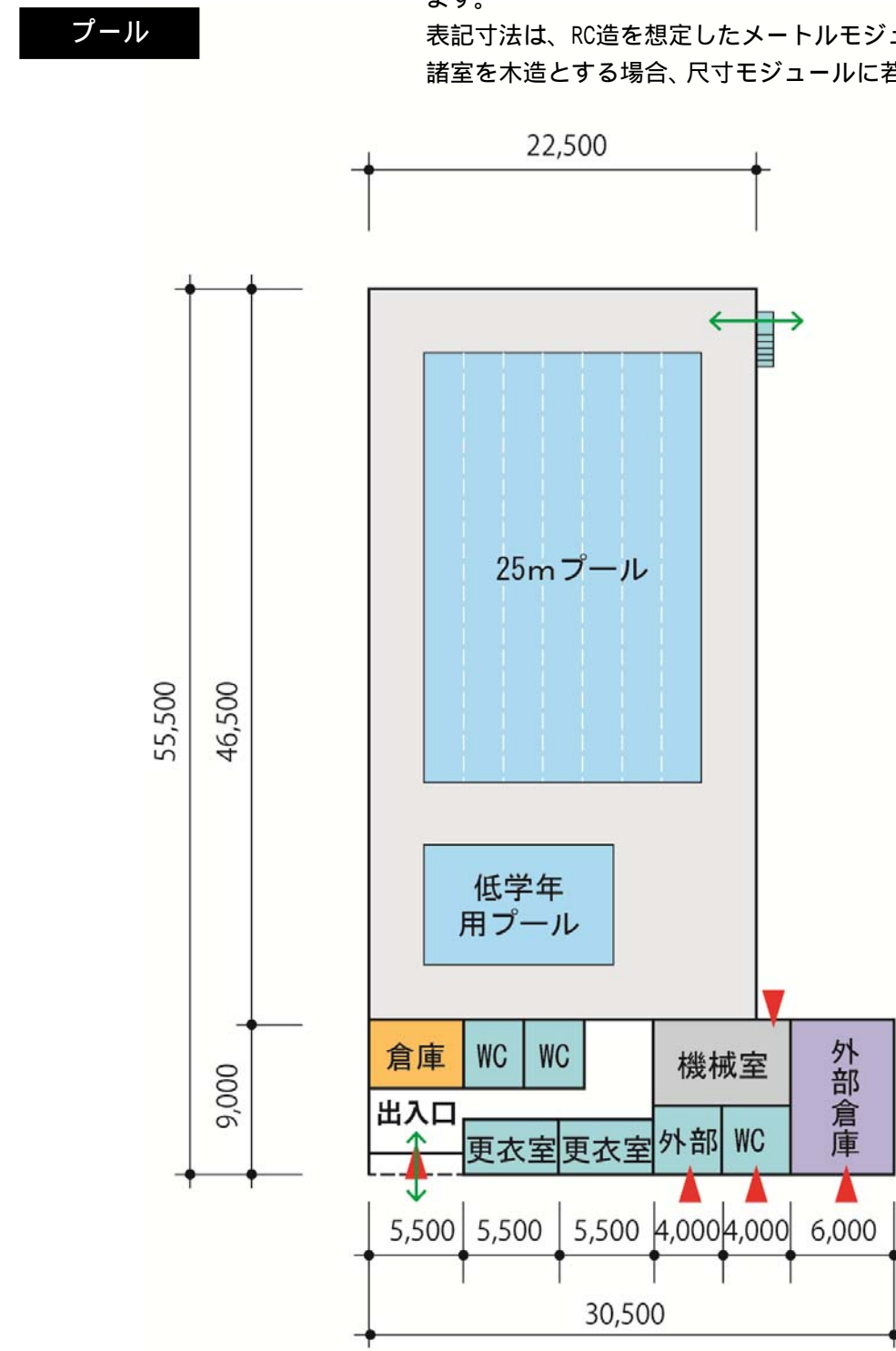
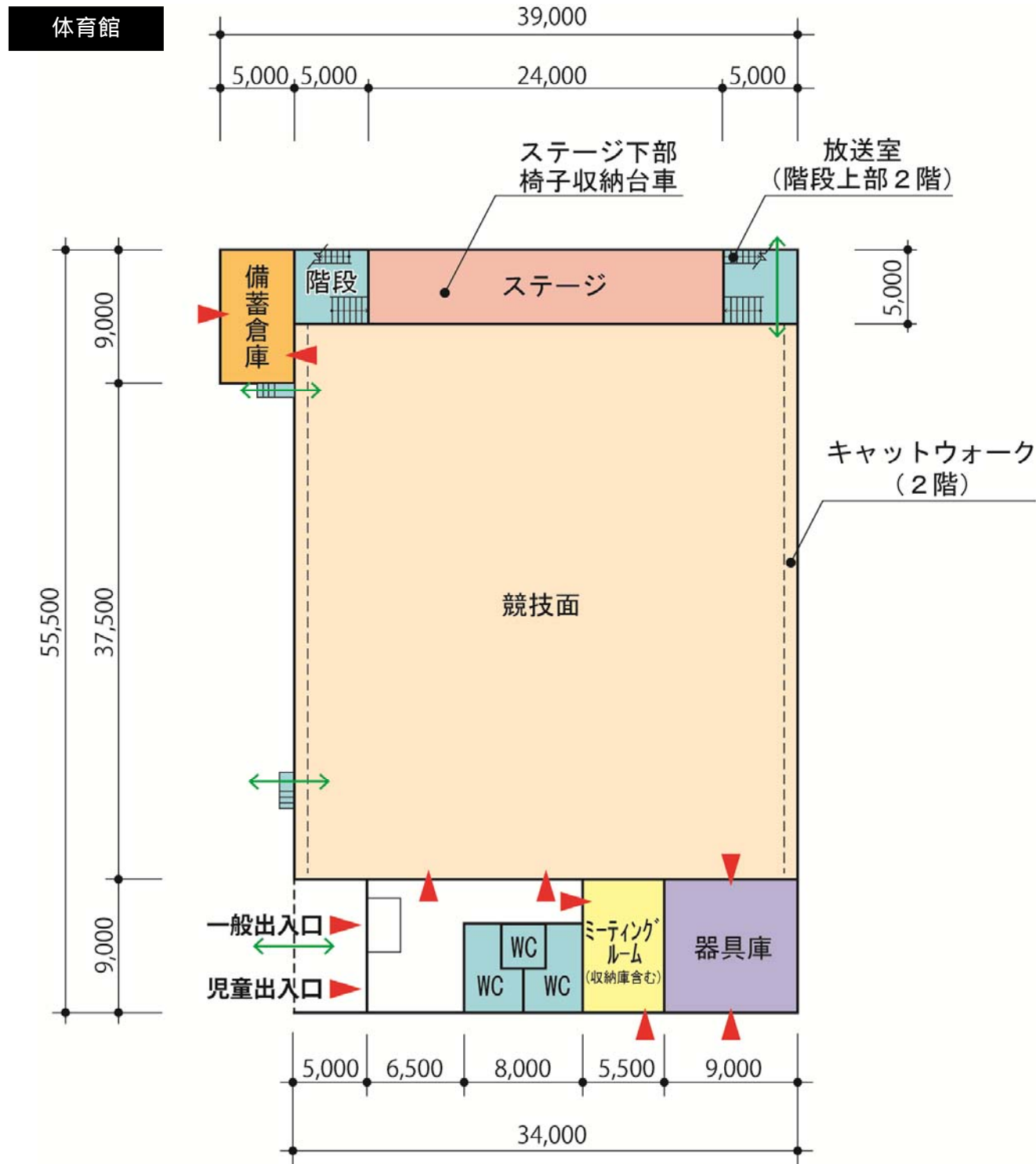
3 - 3 基本計画図の作成

(1) 校舎平面計画図 校舎形状パターン比較で示した図からは、それ以降推進委員会や職員意見交換会でのご意見等を反映して修正しています。

各諸室の形状は基本的なレイアウト等を示すもので、今後具体的な設計段階で形状、寸法については必要に応じ変更していきます。
表記寸法は、木造を想定した尺寸モジュールです。



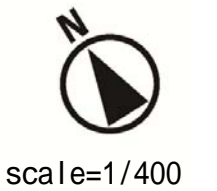
(2) 体育館・プール平面計画図



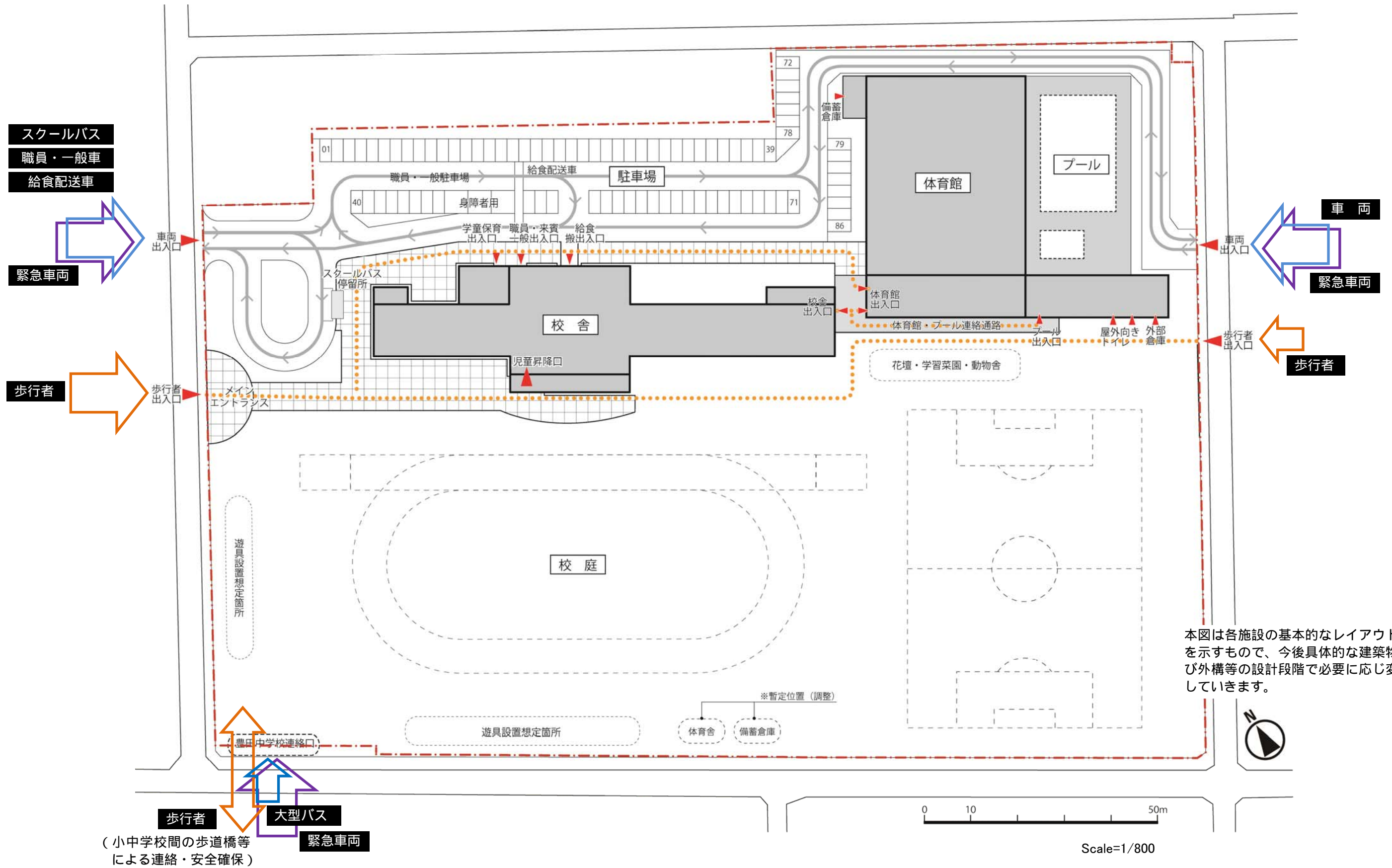
各諸室の形状は基本的なレイアウト等を示すもので、今後具体的な設計段階で形状、寸法については必要に応じ変更していきます。

表記寸法は、RC造を想定したメートルモジュールです。

諸室を木造とする場合、尺寸モジュールに若干変更が生じます。



(3) 施設配置・動線計画図



本図は各施設の基本的なレイアウト等
を示すもので、今後具体的な建築物及
び外構等の設計段階で必要に応じ変更
していきます。

歩行者
(小中学校間の歩道橋等
による連絡・安全確保)

第4章 概算事業費及び整備スケジュール

4-1 概算事業費の検討

4-2 整備スケジュール(案)の検討

第4章 概算事業費及び整備スケジュール

4 - 1 概算事業費の検討

基本計画に基づき、現在市内で進められている新設小学校の事業費等を参考に、概算事業費を以下の通り試算しました。

その結果、全体の概算事業費は、約20億円（消費税抜き、造成工事費用を除く）と試算されました。

なお、試算した概算事業費については、あくまで現時点における計画面積を基にしたものであり、今後具体的な設計段階において必要な計画変更による施設面積の増減をはじめ、詳細な地盤調査等による杭設計の内容等によって、事業費の変動が想定されることから、事業費については今後さらに具体的な設計・調査結果等を踏まえながら精査していくものとします。

施設区分別概算事業費の試算

（単位：千円）

区 分	概算事業費	備 考
1．校舎	953,000	木造想定
2．体育館	678,400	本体鉄骨造、諸室木造想定
3．屋外プール	240,000	本体鉄骨造、諸室木造想定
4．校庭等	189,800	校庭整備、駐車場整備、外構整備、通路整備等

※電気・機械設備、杭工事を含みます。

※整備事例、城南地区新設小学校概算事業費を基に試算しています。

※建設業界を取り巻く人件費及び建築資材等の急激な高騰は見込んでいません。

全体概算事業費の試算

（単位：千円）

区 分	概算事業費	消費税 (10%)	計	備 考
全体概算事業費	2,061,200	206,120	2,267,320	・来年度造成設計予定である造成工事費用を除きます。 ・内装木質化の程度により事業費は変動します。

4 - 2 整備スケジュール（案）の検討

具体的な豊田中学区新設小中一貫校の開校に向けては、下図に示すような流れを念頭に進めるものとします。

今後、具体的な用地や施設に関する設計をはじめ、新設校としての多様な関連事項等を並行して検討する必要があります。

関係機関、関係者等との調整・協議を進めながら、整備具現化に向けた着実な事業推進及び検討を進めるものとします。

開校までのおおむねの流れ（案）：最短で進んだ場合

【年 度】	【計画・設計等】	【関連検討事項等】
平成28年度	用地取得に向けた手続等 基本計画策定 ○ 概算事業費の算定	スクールバスの導入に向けた検討継続 通学環境の整備に向けた検討継続
↓		
平成29年度	用地取得に向けた手続等 土地造成設計	校名・校歌・校章・体操着等検討 スクールバスの導入に向けた検討継続 通学環境の整備に向けた検討継続
↓		
平成30年度	土地造成工事 校舎・体育館等の基本設計・ 実施設計	
↓		
平成31年度		閉校式、開校式等の準備開始
↓		
平成32年度	校舎、体育館等の建設工事	閉校式開催、開校式準備 等 スクールバスの導入、通学路等の整備
↓		
平成33年度	豊田中学区新設小中一貫校開校（予定）	

市全体で小中一貫教育（施設分離型）の開始予定

第5章 今後の整備課題

5-1 今後の整備課題の整理

第5章 今後の整備課題

5 - 1 今後の整備課題の整理

豊田地区新設小中一貫校の整備に向けた今後の検討課題を整理します。

課題1

具体的設計検討と併せた適正で過大とならない事業費の精査

今後本計画に基づきながら、具体的な設計等を検討していくこととなりますが、学校施設として必要な機能等を確保しながら、質の高さが求められる中で、施設の形状や素材などの工夫に努めながら、適正で過大とならない事業費となるよう、さらに詳細に検討していくことが必要です。

事業費の積算にあたっては、近年の建築資材、人件費等の高騰が進む建設業の動態を念頭に、事業費を精査していくことが求められます。

課題2

より安全・快適で機能的な環境確保のための設計検討

基本計画において、校舎をはじめ体育館、プールなどについて、一定の諸室配置等を位置づけました。その検討において、推進委員会をはじめ豊田南・豊田北小学校及び豊田中学校の職員の方々からは、採光や通風への配慮、経験等からの諸室の使い勝手等について、様々なご意見をいただきました。

それら貴重なご意見を踏まえ、今後の具体的な設計段階においては、必要な基準等を満たしながら、できる限り児童及び職員の方々、安全・快適に、かつ機能的に利用できるよう配慮することが求められます。

課題3

安全な通学環境等の確保

これまでも推進委員会や地元住民の皆さんから挙げられていた通学環境については、スクールバスの導入等について、新設小学校開校までの課題として継続的に地域のご意見を踏まえながら検討を進めます。

また、徒歩での通学環境についても、子どもたちの安全確保が求められることから、本計画におけるエントランス部との関係を踏まえながら、安全な通学路の確保と必要な安全対策等について検討することが必要です。

今後、小中一貫校として豊田中学校との一体的な活用を図る中で、特に小中学校敷地の間を通る市道254号線の横断に係る安全確保について、関係機関等との協議を踏まえながら検討していくことが求められます。

課題 4

地域との協働・連携

今後新設小学校の整備具体化に向けては、様々な検討事項があることから、地元組織等との協働・連携体制を持って、継続的に協議を進めていくことが必要です。

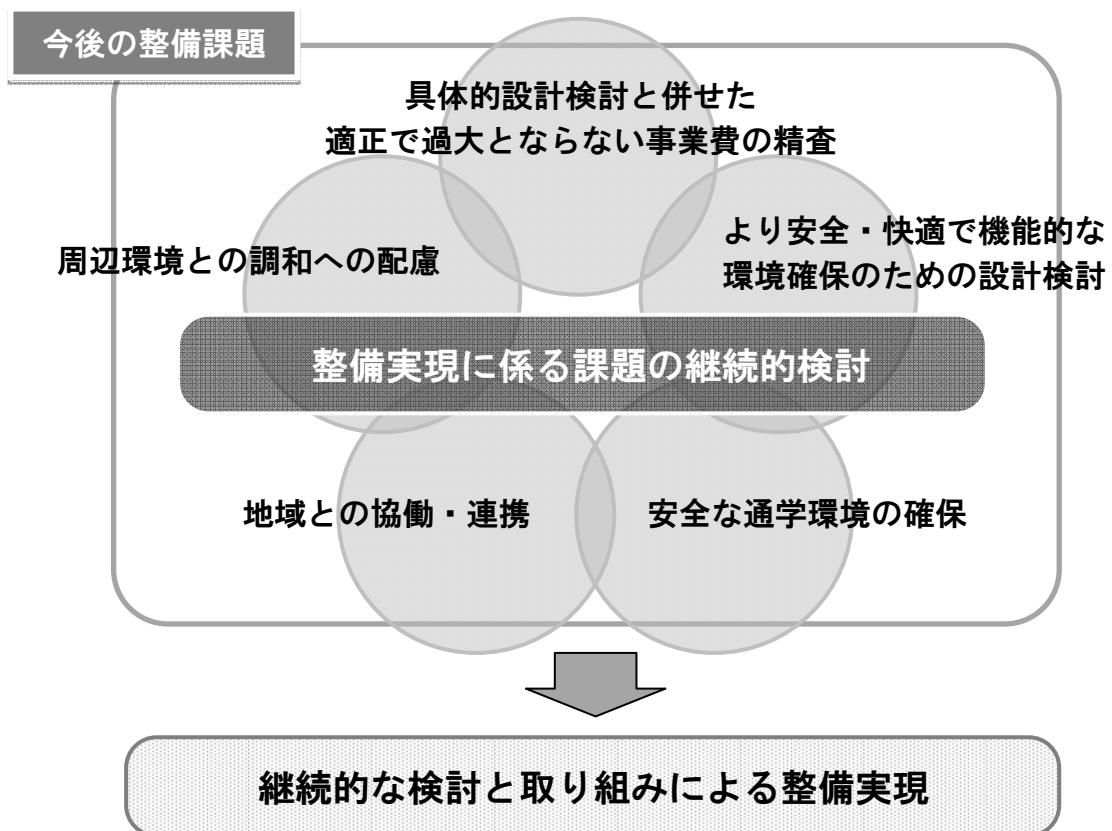
さらに、小学校の地域の核としての役割を踏まえ、学校と地元自治会や地域との連携により、学校を拠点とした「地域づくり」へ発展させていくことが求められます。

課題 5

周辺環境との調和への配慮

豊田地区は豊かな田園景観を有しています。その中で建設される新設小学校の施設については、周辺の田園景観との調和に配慮する必要があります。

本計画においては、将来児童数等に対応した比較的コンパクトな施設規模を想定していることから、校舎をはじめ体育館やプール諸室について、周辺景観に馴染む木造での整備を念頭に置きながら、施設間での建築的デザインの統一性や施設内における素材や色彩にも配慮することが求められます。



資料編

- 1 策定経緯
- 2 小山市小中一貫校・城南地区新設校等
推進庁内検討委員会設置要綱
- 3 小山市小中一貫校推進委員会設置要綱・
豊田中学区推進委員会委員名簿

資料編

1 策定経緯

年	月／日	会 議 等
平成 28 年	5 月 25 日	第 1 回 小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会
	7 月 6 日	第 2 回 小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会
	7 月 12 日	第 1 回 小山市小中一貫校(豊田中学区)推進委員会
	8 月 23 日	第 3 回 小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会
	9 月 21 日	第 1 回 庁内検討幹事会
	9 月 23 日	第 4 回 小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会
	9 月 29 日	第 2 回 小山市小中一貫校(豊田中学区)推進委員会
	10 月 17 日	第 5 回 小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会
	12 月 6 日	第 2 回 庁内検討幹事会
	12 月 9 日	第 6 回 小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会
	12 月 15 日	第 3 回 小山市小中一貫校(豊田中学区)推進委員会
	平成 29 年	1 月 25 日
1 月 31 日		第 3 回 庁内検討幹事会
2 月 2 日		第 4 回 小山市小中一貫校(豊田中学区)推進委員会
2 月 22 日		教職員意見交換
3 月 10 日		第 5 回 小山市小中一貫校(豊田中学区)推進委員会
3 月 28 日		第 6 回 小山市小中一貫校(豊田中学区)推進委員会

2 小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小山市立小・中学校(以下「学校」という。)の児童及び生徒に対してより良い教育環境を提供し、学校教育の充実を図るため、小中一貫校、城南地区新設校開設並びに学校の適正な規模及び適正な配置(以下「小中一貫教育等」という。)の実現に必要な学区及び学校の再編について調査検討する小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 小中一貫校推進モデル校に係る小中一貫校の設置に関すること。
- (2) 城南地区における新設校開設に関すること。
- (3) 大谷東小学校増築に関すること。
- (4) 通学上の安全対策に関すること。
- (5) スクールバス等、遠距離通学への対応に関すること。
- (6) 学校跡地利用に関すること。
- (7) 学区及び学校の再編に係る条例、規則等の整備に関すること。
- (8) その他学区及び学校の再編に関し必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長には市長、副委員長には副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会の所掌事務を補佐するため、小山市小中一貫校・城南地区新設校等推進庁内検討委員会幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には教育部長、副会長には教育委員会事務局教育総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、特に必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、その会議、活動等の経過、結果等を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長 副市長 教育部長 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長 経済部長 建設水道部長 都市整備部長 教育部長
--

別表第2(第5条関係)

教育部長 企画財政部企画政策課長・財政改革課長 総務部行政経営課長 市民生活部生活安心課長 保健福祉部こども課長 経済部農政課長 建設水道部建設政策課長・土木課長 都市整備部都市計画課長 教育委員会事務局教育総務課長・学校教育課長
--

3 小山市小中一貫校推進委員会設置要綱・豊田中学区推進委員会委員名簿

(設置)

第1条 小山市立小・中学校の児童及び生徒に対してより良い教育環境を提供し、学校教育の充実を図ることを目的とする小中一貫教育の実現に必要な事項について広く意見を聴取するため、小山市小中一貫校推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(設置区分及び名称)

第2条 委員会は、必要に応じて中学区ごとに設置するものとし、当該中学区及び委員会の名称は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 豊田中学区 小山市小中一貫校(豊田中学区)推進委員会
- (2) 絹中学区 小山市小中一貫校(絹中学区)推進委員会
- (3) 乙女中学区 小山市小中一貫校(乙女中学区)推進委員会

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 各中学区における課題に関すること。
- (2) 小中一貫校に対する要望及び意見に関すること。
- (3) 小中一貫校の開設に関すること。
- (4) 通学上の安全対策に関すること。
- (5) スクールバス等遠距離通学への対応に関すること。
- (6) 学校跡地利用に関すること。
- (7) その他小中一貫校の推進に関し必要な事項

(組織等)

第4条 委員会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者の代表者
- (2) 育成会の代表者
- (3) 自治会の代表者
- (4) 学校評議員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の属する委員会の中学区において小中一貫教育が実現されたときまでとする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

(会長の職務等)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(顧問)

第9条 委員会に顧問を置く。

2 顧問は、市議会議員の中から教育委員会が委嘱する。

3 顧問は、委員会の会議において調査検討された内容について委員会から相談を受け、必要に応じ、委員会に対し助言することができる。

(報告)

第10条 委員会は、その会議、活動等の経過、結果等を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

表 - 小山市小中一貫校（豊田中学区）推進委員会委員名簿【平成28年度】

No.	役 職	氏 名	備 考
	特別顧問	大 山 典 男	
	顧問(市議会議員・豊田自治連会長)	渡 辺 一 男	
1	豊田自治連副会長	小 峰 儀 則	【 会 長 】
2	豊田自治連副会長	松 沼 宏	【 副 会 長 】
3	豊田南小 PTA 会長	大 島 正 信	
4	豊田南小PTA役員	森 田 深 雪	
5	豊田南小学校評議員	中 山 セ ツ コ	
6	豊田南小学校評議員	堀 田 和 枝	
7	豊田南小校長	荒 井 友 子	
8	豊田北小 PTA 顧問	佐 藤 忠 明	
9	豊田北小 PTA 会長	菅 沼 秀 樹	
10	豊田北小運営協議会委員	松 沼 一 郎	
11	豊田北小運営協議会委員	渡 邊 澄 江	
12	豊田北小校長	鈴 木 史 隆	
13	豊田中 PTA 会長	倉 持 清 美	
14	豊田中 PTA 副会長	渡 邊 恵 美	
15	豊田中校長	潮 田 裕 子	

表 - 小山市小中一貫校（豊田中学区）推進委員会委員名簿【平成27年度】

No.	役 職	氏 名	備 考
	特別顧問	大 山 典 男	
	顧問(市議会議員・豊田自治連会長)	渡 辺 一 男	
1	豊田自治連副会長	福 田 宜 夫	【 会 長 】
2	豊田自治連副会長	橋 本 政 男	【 副 会 長 】
3	豊田南小 PTA 会長	大 島 正 信	
4	豊田南小PTA役員	森 田 深 雪	
5	豊田南小学校評議員	野 口 恵 美 子	
6	豊田南小学校評議員	堀 田 和 枝	
7	豊田南小校長	荒 井 友 子	
8	豊田北小 PTA 顧問	佐 藤 忠 明	
9	豊田北小 PTA 会長	菅 沼 秀 樹	
10	豊田北小運営協議会委員	松 沼 一 郎	
11	豊田北小運営協議会委員	渡 邊 澄 江	
12	豊田北小校長	鈴 木 史 隆	
13	豊田中 PTA 会長	慶 野 美 里	
14	豊田中 PTA 副会長	渡 邊 恵 美	
15	豊田中校長	池 澤 満	

() 「小山市豊田地区新設小学校基本構想」(H28.3) 策定時



小山市豊田地区新設小中一貫校基本計画

平成29年3月

発行／小山市教育委員会教育総務課

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

中央市民会館(文化センター)2階

TEL 0285-22-9644 <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>